

1 本試験分析セミナーの趣旨

この本試験分析セミナーは、「2011 年度本試験分析 & 2012 年度本試験攻略法」を講演テーマとして、平成 23 年度司法書士試験を分析し、これにより平成 24 年度司法書士試験の対策とするものである。

2 平成 23 年度司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲法・ 3	民法・ 20	刑法・ 3	会社法・ 商法 9	合 計
形式	組合せ	2 (2)	17 (16)	3 (3)	9 (9)	31 (30)
	単純正誤	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
	個数	1 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
内容	知識	2 (2)	19 (19)	3 (3)	9 (8)	33 (32)
	推論	2 * (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (3)
特殊	計算	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	(1)
	判例趣旨	1 (1)	13 (11)	3 (3)	1 (1)	18 (16)
	対話	1 (1)	7 (5)	0 (0)	0 (1)	8 (7)

(注) かつこ内の数は、平成 22 年度司法書士試験のデータを示す。

* 第 1 問を推論問題としても捉えている。

(2) 午後の部

		民訴等・ 7	司法書士法・ 供託法・ 4	不登法・ 16	商登法・ 8	合 計
形式	組合せ	6 (6)	4 (4)	13 (15)	8 (8)	31 (33)
	単純正誤	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	個数	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
内容	知識	7 (7)	4 (4)	16 (15)	8 (8)	35 (34)
	推論	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
特殊	空欄埋め等	0 (0)	0 (0)	1 *1 (2 *2)	1 *3 (1 *4)	2 (3)
	判例趣旨	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
	対話	3 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	4 (1)

(注) かつこ内の数は、平成 22 年度司法書士試験のデータを示す。

*1 登記簿問題である。

*2 空欄を埋める問題である。

*3 表形式の問題である。

*4 登記簿問題である。

3 科目ごとの出題傾向とその対策

(1) 憲法

① 出題傾向

- a 典型論点を題材とする推論問題が出題される（第 1 問，第 2 問）。
- b 平成 22 年度司法書士試験とは異なり，空欄を埋める問題が出題されなかった反面，対話問題が 2 問出題された（第 1 問，第 3 問）。

② 対策

- a 従前どおり，典型論点を題材とする推論問題の対策を行っておく。
⇒ 既出の典型論点を題材とする推論問題の対策も行わなければならない。
- b 典型論点を題材とする判例については，結論のみならず，理論まで押さえておく。

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

第 1 問 次の対話は，海外渡航の自由に関する教授と学生 A から E までとの対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち，**判例の趣旨に合致するものは，幾つあるか。**

教授： 海外渡航の自由が憲法上保障されるという点については学説上争いはありませんが，その根拠規定についてどのように考えますか。

学生 A：ア 私は，憲法第 22 条第 2 項で保障されている「外国移住」の自由と「国籍離脱」の自由のうち，「国籍離脱」の自由に含まれると考えます。日本国の主権から永久に離脱する自由を認める以上，日本国の主権の保護を受けながら一時的に日本国外に渡航する自由が含まれるのは当然だからです。

学生 B：イ 私は，憲法第 22 条第 2 項ではなく，一般的な自由又は幸福追求の権利の一部として，憲法第 13 条により保障されると考えます。旅行の自由は，単なる移動の自由ではなく，国の内外を問わず，旅行地の文化や人々との交流が人格形成に多大な影響を及ぼすという精神的自由の側面を有しているからです。

教授： それでは，海外渡航の自由を制限することはできますか。

学生 C：ウ 私は，海外渡航の自由は，憲法第 22 条第 2 項が根拠規定だと考えますが，憲法第 22 条第 2 項は，憲法第 13 条や憲法第 22 条第 1 項と異なり，「公共の福祉に反しない限り」という文言がありませんので，海外渡航の自由を制限することはできないと考えます。

学生 D：エ 私は，海外渡航の自由といえども，無制限のままに許されるものではなく，公共の福祉のために合理的な制限に服するものと考えます。

教授： それでは，一定の場合に外務大臣が旅券の発給を拒否することができることを定める旅券法第

13 条第 1 項第 7 号の合憲性について，どのように考えますか。

学生 E：オ 結論として，合憲であると考えます。旅券法第 13 条第 1 項第 7 号は，明白かつ現在の危険が存在する場合に限って旅券の発給を拒否していると解されますので，このように旅券の発給を拒否することができる場合を限定的に解すれば，憲法に違反するとはいえないと考えます。

(参考)

憲法
第 13 条 すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

第 22 条 何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を侵されない。

旅券法
(一般旅券の発給等の制限)
第 13 条 外務大臣又は領事官は，一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には，一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。
一～六 (略)

七 前各号に掲げる者を除くほか，外務大臣において，著しく，かつ，直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

2 (略)
1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第 2 問 憲法上，内閣に法律案の提出権が認められているかについては，これを肯定する考え方と否定する考え方がある。次のアからオまでの記述のうち，「この考え方」が**内閣の法律案の提出権を否定する考え方を指すものの**組合せは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

・ 内閣が国会に法律案を提出することが憲法上許されるかという問題については，これを肯定する立場と否定する立場とがある。次のアからオまでの記述のうち，**否定する立場の根拠となるものの組合せとして最も適切なものは**，後記 1 から 5 までのうちどれか。[H17-3]

ア 「この考え方」は，憲法上の明文の規定の存否を重視した上，憲法第 72 条の「議案」とは，本来内閣の権限に属する作用についての議案のことであると主張する。

イ 「この考え方」は，憲法が議院内閣制を採用しており，国会と内閣との協働関係を想定していることから導かれると主張する。

ウ 「この考え方」に対しては，国会は法律案について自由に審議し，修正し，否決することができるとの反論がある。

- ・ 憲法上，国会は，法律案を自由に修正し否決することができる。[H17-3-ウ]

エ 「この考え方」は，仮に反対の立場に立ったとしても，議員たる国務大臣が議員の資格で発議することができることを考慮すると実質的な結論は変わらないと主張する。

- ・ 憲法上，内閣総理大臣及び過半数の国務大臣は，国会議員の中から選ばれることになる。[H17-3-ウ]

オ 「この考え方」の中にも，内閣による憲法改正案の提出権が認められるかという問題については，日本国憲法が憲法改正について立法権とは異なる独立の章で取り扱っていることなどを考慮し，法律案の提出権の場合とは異なる結論を導く見解がある。

(参考)

憲法

第 72 条 内閣総理大臣は，内閣を代表して議案を国会に提出し，一般国務及び外交関係について国会に報告し，並びに行政各部を指揮監督する。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 3 問 次の対話は，司法権の独立に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 司法権の独立の原則には，司法権が立法権及び行政権から独立して自主的に活動することと裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使することという二つの意味があると言われています。司法権が立法権及び行政権から独立して自主的に活動することを担保するものとして，憲法上どのようなことが定められていますか。

学生：ア 例えば，最高裁判所の規則制定権や，最高裁判所による下級裁判所裁判官の指名権が定められています。

教授： それでは，裁判官が裁判をするに当たって独立して職権を行使することを担保するものとして，憲法上どのようなことが定められていますか。

学生：イ 例えば，憲法第 76 条第 3 項は，「すべて裁判官は，その良心に従ひ独立してその職権を行ひ，この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定めていますが，この規定は，裁判の公正を保つために，裁判官の職権の独立をうたったもので，裁判官の職権行使に対する不当な干渉や圧力が排除されています。

教授： 憲法第 76 条第 3 項の「その良心に従ひ」とは，どのような意味だと考えますか。

学生： 私は，同項にいう「良心」とは，個人的・主観的な良心ではなく，客観的に存在する法を発見し，それに従うべし，という裁判官の職業倫理を意味すると考えます。

教授： 客観的に存在する法が不明確であり，一義的に答えが発見しにくい法律問題については，あなた

が今述べた考え方に立てば，裁判官として，どのような選択をすべきことになりますか。

学生：ウ 客観的に存在する法が不明確である以上，裁判官の主観的な判断，つまり，個人としての道徳観に従った選択をすることになります。

教授： 国民が，個別の刑事事件について，その量刑が軽すぎると批判することは，司法権の独立を侵害しますか。

学生：エ 国民の裁判批判は，表現の自由の一環ですので，国民が個別の刑事事件の量刑を批判したからといって，直ちに司法権の独立を侵害するとは言えないものと考えます。

教授： 裁判官の職権行使の独立を実効性のあるものにするためには，裁判官の身分が保障されている必要があると思いますが，下級裁判所の裁判官の身分は，どのように保障されていますか。

学生：オ 下級裁判所の裁判官は，弾劾裁判所の裁判による場合，いわゆる分限裁判によって心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合又は分限裁判によって懲戒された場合でなければ，罷免されることはありません。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

(2) 民法

① 出題傾向

- a 問題文導入部に「判例の趣旨に照らし」との文言のある問題の出題数が多い（13 個）。
⇒ 平成 22 年度司法書士試験においては 11 個，平成 21 年度司法書士試験においては 14 個であつた。
- b 対話問題の出題数が多い（7 個）。
⇒ 平成 22 年度司法書士試験においては 5 個，平成 21 年度司法書士試験においては 4 個であつた。
- c 過去問からの出題率が高い。

② 対策

- a 既出・未出を問わず，判例を正確に理解し，暗記しておく。
- b 対話問題への対策は，自分で解答を考えること。
- c 過去問の徹底的な演習及び分析
⇒ 後掲【参考資料】を参照されたい。

【参考資料】

平成 1 1 年 4 月

担当：法務省民事局

筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成 1 1 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 1 1 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答すること。

⇒ 国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用を考慮しなければならない問題は、第 16 問（有名画伯の作品である絵画の売買契約を題材とする問題）である。

第 4 問 未成年者 A が、A 所有のパソコン甲を A の唯一の親権者 B の同意なく成年者 C に売る契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した事例に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 本件売買契約を締結するに際し、A と C との間で A の年齢について話題になったことがなかったため、A は C に自己が未成年者であることを告げず、C は A が成年者であると信じて本件売買契約を締結した場合には、A は、本件売買契約を取り消すことができない。

- ・ 被保佐人は、第三者が銀行から融資を受けるにあたり、自己が被保佐人であることを告げないでその債務を保証したときは、当該保証契約を取り消すことができない。[S63-3-5]

イ A が甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には、その取消しが B に無断であったときでも、B は、当該取消しを取り消すことができない。

- ・ A ・ B 夫婦間の 18 歳の子 C は、D から 50 万円を借り受けた（以下「本件消費貸借契約」という。）後、これを大学の入学金の支払にあてた。C は、A 及び B の同意を得なければ、本件消費貸借契約を取り消すことができない。[H2-14-7]

ウ A が、成年に達する前に本件売買契約の代金債権を第三者に譲渡した場合には、本件売買契約及び代金債権の譲渡につき B の同意がなく、かつ、追認がなかったときでも、A は、本件売買契約を取り消すことができない。

エ 本件売買契約の締結後に契約締結の事実を知った B が、A が成年に達する前に、C に対して甲を引き渡した場合には、当該引渡しが A に無断であったときでも、A は、本件売買契約を取り消すことができない。

オ A が成年に達する前に、C が B に対し 1 か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうか催告したにもかかわらず、B がその期間内に確答を発しなかったときは、A は、本件売買契約を取り消すことができない。

- ・ A が未成年者 B に建物を売却し、その後に B が成年に達した場合において、A が B に対して追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をし、B が所定の期間内に確答を発しないときは、追認をしたものとみなされる。[H4-7-7]

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 5 問 次の対話は、下記【事例】に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

【事例】

A は、B が営む骨董屋の店内に陳列されていた彫刻甲を著名な彫刻家 C の真作であると信じて購入した。ところが、実際には、甲は、C の真作ではなかった。

教授： 【事例】において、B が、甲が C の真作であると A に告げていた場合、A が甲の売買契約の効力を否定するためには、どのような法律構成が考えられるでしょうか。

学生： 詐欺による取消しが考えられます。

教授： A が詐欺による取消しを主張する場合には、B の主観的事情について何らかの要件が必要とされていますか。

学生：ア B の主観的事情としては、A を欺罔して甲が真作であると誤信させようとする故意だけでなく、その誤信に基づき甲を購入する意思表示をさせようという故意があったことが必要です。

- ・ A が B から C 社製造の甲薬品を購入した場合において、B は、C 社の従業員から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて A に同様の説明をし、A もこれを信じて甲薬品を購入したときは、A は、B との間の売買契約を取り消すことができる。

[H13-1-イ]

教授： では、Bは、甲がCの真作ではないことを知っており、また、AがCの真作であると信じて購入することも認識していたが、甲がCの真作ではないことをAに告げずに売った場合には、Aは、詐欺を理由として売買契約を取り消すことはできますか。

学生：イ このような場合には、AがBによる働き掛けなくして錯誤に陥っていますので、詐欺による取消しが認められることはありません。

教授： 【事例】において売買契約の効力を否定するための他の法律構成は、考えられませんか。

学生： 錯誤無効を主張することが考えられます。

教授： 【事例】について錯誤無効を主張する場合には、どのような問題があると考えられますか。

学生：ウ Aは、甲がCの真作であるという錯誤に陥っていますが、Aは、店内に陳列されていた甲を買う意思でその旨の意思表示をしていますので、意思と表示に不一致はなく、動機の錯誤が問題となります。

教授： Aの錯誤が動機の錯誤だとすると、動機の錯誤に基づいて錯誤無効の主張ができるかどうかの問題になりますが、その要件について、判例は、どのような見解を採っていますか。

学生：エ 判例は、動機の表示は黙示的にされたのでは不十分であり、明示的にされ、意思表示の内容となった場合に初めて法律行為の要素となり得るとしています。

教授： 【事例】において詐欺を主張するか、錯誤を主張するかで、他に異なる点がありますか。

学生：オ 詐欺による取消しについては、AB間の売買契約を前提として新たに法律関係に入った善意の第三者を保護する規定や取消権の行使についての期間の制限の規定があるのに対して、錯誤については、このような明文の規定がないことが挙げられます。

- ・ 民法上、錯誤の場合は、無効を主張することができる期間の定めはないが、詐欺の場合は、取消権を行使することができる期間は定められている。[H6-5-エ]
- ・ 錯誤の場合は、Aはすべての第三者に対して無効を主張することができるが、詐欺の場合は、すべての第三者に対して取消しを主張することができるわけではない。[H6-5-オ]

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第6問 次の対話は、無権代理に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。この事例において、Cは、どのような法的手段をとることが考えられますか。

学生：ア Cは、Aに対して本件売買契約を追認するか否かの催告を行うことができ、また、Aの追認が

ない間は、Bが代理権を有しないことについてCが善意か悪意かを問わず、契約を取り消すことができます。

- ・ Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。Cは、本件売買契約を締結したときに、Aに代理権がないことを知っていた。この場合、Cは、本件売買契約を取り消すことはできない。[H14-2-エ]

教授： それでは、事例において、BがCから受け取った売買代金をA名義の預金口座に入金し、Aがこれを認識しながら6か月間そのままにしていたという場合には、Aは、なお追認を拒絶することができるでしょうか。

学生：イ 追認があったかどうかの問題になりますが、黙示の追認がなかったとしても、取り消すことができる行為の法定追認について定めた規定の類推適用により、本件売買契約を追認したものとみなされますので、Aは、もはや追認を拒絶することができなくなります。

- ・ Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。Bは、Aから甲土地の売買代金の一部を受領した。この場合、Bは、Aの無権代理行為を追認したものとみなされる。[H14-2-ア]
- ・ Aから代理権を与えられたことがないにもかかわらず、BがAの代理人としてCとの間で不動産を買い受ける旨の契約を締結した場合において、Aが、Cに対して、その契約の目的物の引渡しを請求したときでも、その契約を追認したことにはならない。[S58-1-3]

教授： では、事例において、本件売買契約を締結した後に、Bの無権代理によるCへの甲建物の売却を知らないDに対してAが甲建物を売却し、その後、AがBの無権代理行為を追認した場合には、CとDのどちらが甲建物の所有権を取得しますか。

学生：ウ AがBの無権代理行為を追認しても、第三者の権利を害することはできませんので、追認の遡及効は制限され、対抗要件の具備を問うまでもなくDが所有権を取得します。

教授： では、事例において、BがAの子であったと仮定し、AがBの無権代理行為の追認を拒絶した後死亡し、BがAを単独相続した場合は、どうなりますか。

学生：エ Aが追認を拒絶することにより、Bの無権代理による売買契約の効力がAに及ばないことが確定しますので、その後にBがAを相続しても、Bは、追認拒絶の効果を主張することができます。

- ・ 次の記述は、無権代理と相続に関する教授と学生との対話である。
教授： 無権代理人Aが、父親Bを代理して、第三者Cに対し、B所有の不動産を売り渡したという事例を前提として、無権代理と相続について考えてみましょう。Bが、死亡する前に、Cに対してAの無権代理行為の追認を拒絶していた場合には、どうなりますか。

学生： 無権代理人がした行為は、本人が追認を拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定しますので、本人であるBが無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後無権代理人であるAが本人であるBを相続したとしても、B C間の売買契約は当然に有効になるものではありません。[H20-6-I]

教授： 事例において、Aが追認を拒絶した場合、Cが民法第 117 条第 1 項に基づいてBに対して損害賠償を請求するためには、Bに故意又は過失があることを立証する必要がありますか。

学生： オ 無権代理人の損害賠償責任の性質は、不法行為責任ではなく、法律が特別に認めた無過失責任であると考えられますので、Cは、Bの故意又は過失を立証する必要はありません。

(参考)

民法

(無権代理人の責任)

第 117 条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 (略)

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第7問 「Bは、Aから不動産を購入して、AからBへの所有権の移転の登記をした上で、Cに当該不動産を売却した。他方、Aは、Bの詐欺を理由にBとの売買契約を取り消した。」という事例におけるAとCとの間の法律関係について、「Cが、Aによる取消前に当該不動産を譲り受けていた場合には、遡及効を制限する規定によって遡及効が制限されるとき以外は、取消しの遡及効を貫徹すべきである。」との立場を前提としつつ、CがAの取消後に当該不動産を譲り受けていた場合には、①「取消しにより、BからAへの新たな物権変動が生じ、Cは民法第 177 条の第三者に該当し、Aは登記をしなければ、不動産の所有権の復帰をCに対抗することができない。」と構成する見解と、②「取消後、Aによる登記の取戻しに懈怠がある場合には、民法第 94 条第 2 項を類推適用し、外観法理によりCが保護される場合がある。」と構成する見解がある。

次のAからオまでの記述のうち、①の見解に対してのみ妥当する批判として適切なものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

・ 「詐欺による意思表示の取消しは、取消し後の第三者に対しては、登記がなければ対抗することができない。」という見解がある。次のAからオまでの記述のうち、この見解の根拠として適切でないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。[H13-5]

ア Cの譲受けが取消しの前か後かによって取消しの効果についての法律構成が異なることは、論理的に

問題である。

イ 取消後に譲り受けたCに対してAが常に取消しの効果を対抗することができるとする結論は、妥当でない。

ウ 取消後に譲り受けたCが、A B間の売買契約が取り消されたことを知っている場合であっても保護されることとなるのは、妥当でない。

エ Aが取消しをしながら登記をB名義で放置しておいた場合と、取消しそのものをしないで放置しておいた場合とで、AがCに不動産の所有権を主張することができるか否かの結論が異なる余地があるのは、妥当でない。

オ Cが取消前に譲り受けた場合には、Cが登記をしなくとも保護されるという結論は、妥当でない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第8問 Aがその所有する動産甲をBに寄託し、又は賃貸している場合に関する次のAからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア Aが甲をBに寄託している場合において、Aが甲をCに譲渡した。Bは、民法第 178 条にいう「第三者」に当たらないから、Cは、指図による占有移転により甲の引渡しを受けていなくても、Bに対し、甲の引渡しを請求することができる。

イ Aが甲をBに賃貸している場合において、Aが甲をCに譲渡した。Bは、民法第 178 条にいう「第三者」に当たらないから、Cは、指図による占有移転により甲の引渡しを受けていなくても、Bに対し、甲の引渡しを請求することができる。

ウ Aが甲をBに賃貸している場合において、Aが甲をCに譲渡した。この場合において、Cが指図による占有移転により甲の引渡しを受けるためには、AがBに対して以後Cのためにその物を占有することを命じ、Cがこれを承諾することが必要である。

・ 次の対話は、占有権に関する教授と学生との対話である。

教授： 今日、占有権について検討します。Cが自己の所有する宝石をDに預けていたが、これをEに売却し、Dに対し、以後Eのためにその宝石を占有すべき旨を命じた場合を考えてください。この場合、Eは、その宝石の占有権を取得しますか。

学生： DがEのために宝石を占有することを承諾した場合には、Eは、その宝石の占有権を取得しますが、Dが承諾していない場合には、Eの占有権は認められません。[H22-8-I]

エ Aが甲をBに寄託している場合において、Aが、甲をCに譲渡し、さらに、Dにも甲を譲渡した。その後、Cが指図による占有移転により甲の引渡しを受け、次いで、Dが動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づき、甲についての譲渡の登記をした。同法に基づく登記には、引渡しに対する優先的効力が認められているから、この場合には、Dが甲の所有権を取得することにな

る。

⇒ 動産・債権譲渡特例法を題材とする問題の出題は、2 年連続であるため [H22-17-ウ]、同法の概要は押さえておくべきと考えられる。

オ A が甲を B に寄託している場合において、A が甲を C に譲渡した。C が指図による占有移転により甲の引渡しを受けたが、その後、A は、E に対して甲を譲渡し、E は、A が無権利者であることについて善意無過失で甲を譲り受け、指図による占有移転によって甲の引渡しを受けた。指図による占有移転によって占有を取得した場合にも即時取得の規定の適用があるから、この場合には、E が甲の所有権を取得することになる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 9 問 動産甲についての占有の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 法人の代表者が法人の業務として甲を所持する場合には、代表者個人のためにも甲を所持するものと認めるべき特別の事情がない限り、代表者個人が甲の占有者であるとして占有回収の訴えを提起することはできない。

- ・ 法人の代表者がその業務上占有する物品の占有を奪われた場合には、その代表者は、法人の占有代理人として、自己の名において占有回収の訴えを提起することができる。[H5-17-2]

イ 甲の占有者 A が B の欺罔によって B に任意に甲の占有を移転した場合には、A は、B に対し、占有回収の訴えにより甲の返還を求めることはできない。

- ・ 次の対話は、占有権に関する教授と学生との対話である。
教授： 今日、占有権について検討します。J が知人 K から借りている時計を、L が K の許可を得たと J に嘘を言って引渡しを受けたとします。この場合、J は、L に対し、占有権に基づいて時計の返還を請求することはできますか。
学生： この場合も、J に時計の占有があったという事実には変わりがないので、J は、L に対し、占有権に基づく時計の返還を請求することができます。[H22-8-才]

ウ A から甲についての占有回収の訴えを提起された B は、占有の訴えに対し、防御方法として甲の本権を主張することはできるが、本権に基づく反訴を提起することはできない。

- ・ 占有の訴えに対しては、本権に基づく反訴を提起することができない。[H1-6-5]

エ 強制執行によって甲の占有を解かれた場合には、その執行行為が違法であるか否かにかかわらず、占有回収の訴えにより甲の返還を請求することができる。

オ B は、A が占有する甲を盗み、盗品であることを秘して C に売却した。B が甲を盗んだことを知らない C は、これを知っている D に甲を売却し、D が甲を占有している。この場合には、A は、D に対し、

占有回収の訴えにより甲の返還を求めることができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 10 問 次の対話は、相隣関係に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： A の所有する甲土地と、B の所有する乙土地とが、互いに相隣地の関係にあるとします。

甲土地の方が乙土地よりも高地にあるため、甲土地から乙土地に水が自然に流れてくる場合に、B は、これをせき止めることができますか。

学生：ア この水の流れがせき止められてしまうと、水が流れ出ることができなくなってしまった甲土地に水害が生じてしまいますので、B は、これをせき止めることはできません。

教授： それでは、この水の流れが天災によって低地である乙土地内で閉塞してしまったときに、A は、B に対し、水流の障害を除去するために必要な工事をさせることができますか。

学生：イ いいえ、A は、乙土地に立ち入り、水流の障害を除去するために必要な工事を行うことができるにとどまり、その工事は、別段の慣習がない限り、自らの費用で行うこととなります。

教授： A が甲土地に家屋を建てる場合に、雨水が乙土地に直接注ぐ構造の屋根を設けることができ

ますか。
学生：ウ B は、自然の水の流れの一種である雨水が乙土地に注がれるのを受忍しなければならない立場にありますから、A が甲土地に家屋を建てる場合に、雨水が乙土地に直接注ぐ構造の屋根を設けることが妨げられることはありません。

教授： A は、甲土地と乙土地との境界に境界標を設けたいと考えた場合に、B に対し、共同の費用でこれを設けることを求めることができますか。

学生：エ 境界標を設ける必要性はないと考えているかもしれない B に費用を負担させることは相当ではありませんから、A は、自己の費用でこれを設けなければなりません。

教授： 甲土地に植えられている樹木の根が乙土地との境界線を越えて伸びている場合に、B は、その根を切り取ることができますか。

学生：オ はい、B は、自分でその根を切り取ることができます。

- ・ 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その枝を切除することができる。[H5-16-イ]
 - ・ 隣接する他人所有の山林の立木の根が、境界線を越えて自己が所有し耕作する田畑に伸びてきたときは、その立木の所有者の承諾を得なくても、根の越境してきた部分を切り取ることができる。[S59-8-3]

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第 11 問 民法上の留置権と同時履行の抗弁権に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。

- 次のアからオまでの記述のうち、「その権利」が目的物の留置権である場合には正しい記述となるが、「その権利」が目的物の引渡債務についての同時履行の抗弁権である場合には誤った記述となるものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。[H9-13]

- 1 物の修理を内容とする双務契約において、物の修理業者は、修理代金債権を被担保債権として、修理した物を目的物とする留置権を主張することができ、また、同時履行の抗弁権に基づいて、修理代金が支払われるまで修理した物を相手方に引き渡すことを拒絶することもできる。

2 留置権を行使されている者は、相当の担保を供してその消滅を請求することができるが、同時履行の抗弁権を行使されている者は、相当の担保を供してその消滅を請求することはできない。

- 所有者は、相当の担保を提供して、その権利の消滅を請求することができる。[H9-13-イ]

- 3 物の引渡しを求める訴訟において、留置権の主張が認められる場合は請求棄却判決となるのに対し、同時履行の抗弁権の主張が認められる場合は引換給付判決となる。

- その権利が引渡請求に対する抗弁として主張されたときでも、引換給付の判決はされない。[H9-13-エ]

- 4 不動産が二重に売買され、後に買い受けた者が不動産について所有権の移転の登記をした場合において、先に不動産を買い受けた者は、後に不動産を買い受けた者からの所有権に基づく不動産の明渡請求に対し、売主に対する不動産の売買契約の債務不履行に基づく損害賠償債権を被担保債権として留置権を主張することはできない。

- A が B 及び C に対して土地を二重に譲渡し、B に当該土地を引き渡したが、C に登記名義を移転した場合において、C が B に対して当該土地の引渡しを要求したときは、B は、A に対する損害賠償請求権に基づいて、当該土地について留置権を主張することができる。[H22-12-ア]

- 5 双務契約の当事者の一方は、相手方から履行の提供があっても、その提供が継続されない限り、同時履行の抗弁権を失わない。

第 12 問 次の対話は、地役権に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： A が所有する甲土地のために、B が所有する乙土地の一部に通行を目的とする地役権が設定されたとします。第三者 C が乙土地の同部分に権原なくして自動車を駐車するなどして A の通行の妨害を繰り返している場合に、A は、C に対し、どのような請求をすることができますか。

学生：ア 地役権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として、通行妨害行為の禁止を請求することができます。

- 地役権は、一定の範囲において承役地に直接の支配を及ぼす物権であるから、地役権者は、妨害排除請求権、妨害予防請求権及び返還請求権を有する。[H16-10-5]

教授： 次に、B が D に乙土地を譲渡した場合に、A は、D に対し、登記なくして地役権を対抗することができますか。

学生：イ B が D に乙土地を譲渡した時点で、乙土地が A によって継続的に通路として使用されていることが客観的に明らかであり、かつ、D が地役権設定の事実を認識していた場合に限り、A は、D に対し、登記なくして地役権を対抗することができます。

教授： それでは、A が D に登記なくして地役権を対抗することができる場合に A は、D に対し、どのような請求をすることができますか。

学生：ウ 乙土地について地役権を有することの確認を請求することができますが、地役権の設定の登記の手續を請求することまではできません。

教授： 次に地役権の時効取得について考えてみましょう。民法第 283 条は、「地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。」と定めていますが、通行を目的とする地役権が「継続的に行使され」ていたと認められるには、どのような要件を満たす必要がありますか。

学生：エ 承役地となる土地の上に通路が開設されることが必要です。この通路の開設は、要役地の所有者によってされる必要があります。

教授： それでは、事例を変えて、丙土地を所有する E が、F の所有する丁土地について、丙土地のための地役権を時効により取得したとします。その後、E が G に丙土地を譲渡した場合に、G は、F に対し、丁土地についての地役権を対抗することができますか。

学生：オ G が丙土地について所有権の移転の登記をした場合には、G は、丁土地についての地役権の移転についても、F に対し、登記なくして対抗することができます。

- A が所有する甲土地に B が所有する乙土地のための通行地役権が設定され、その登記がされている場合、B が乙土地を C に譲渡したときは、C は、乙土地の所有権の移転の登記があれば、当該通行地役権の移転の登記がなくても当該通行地役権の移転を第三者に対抗することができます。[H21-11-オ]

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 13 問 A が所有する建物について、B が、A に対して有する債権を被担保債権とする抵当権の設定を受けてその登記をした後、C が当該建物を賃借した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 抵当権が実行されて D が競売手続においてその建物を買い受けた場合において、競売手続の開始前

からCが建物の引渡しを受けてこれを使用していたときは、Cは、Dの買受けの時から6か月間、Dに対する建物の明渡しを猶予され、Dに対して建物の使用の対価を支払う必要もない。

- 次の対話は、抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者（以下「抵当建物使用者」という。）の引渡しの猶予の制度に関する教授と学生との対話である。

教授： 抵当建物使用者は、抵当権の実行としての競売における買受人からの建物の引渡しを求められたときは、これを拒むことができないのが原則ですが、民法第395条は、その例外として、一定の場合に引渡しの猶予を認める制度を設けていますね。今日はこの制度が適用される場合について勉強しましょう。抵当建物使用者は、この制度によって建物の引渡しを猶予される間は、建物の使用の対価を支払う必要はないのですか。

学生： この制度が適用される場合には、建物の賃貸人の地位が買受人に承継されることになりま
すから、抵当建物使用者は、従前の賃貸借契約に基づく賃料の支払義務を買受人に対して負
うことになります。[H19-16-エ]

イ 競売手続の開始前からCが建物の引渡しを受けてこれを使用していた場合には、Cは、賃借権設定の登記をしていなくても、その賃借権を抵当権を有するBに対抗することができる。

ウ Cが建物をEに転貸した場合、Cを建物の所有者と同視することができるようなときを除き、Bは、CのEに対する賃料債権について物上代位権を行使することはできない。

- 抵当権の設定者から抵当不動産を賃借した賃借人の有する転貸賃料債権に対して抵当権者が物上代位権を行使することの可否については、これを肯定する見解と否定する見解とがある。[H19-15]

エ AのCに対する賃料債権がFに譲渡され、当該債権譲渡について確定日付のある証書によってCが承諾した場合であっても、Bは、その賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

- 建物を目的とする抵当権の抵当権者は、その建物の賃料債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後であっても、その賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。[H17-14-ウ]

オ Bは、抵当権の被担保債権についてAに債務不履行があるか否かにかかわらず、AのCに対する賃料債権について物上代位権を行使することができる。

- 抵当権者が賃料債権に対して物上代位権を行使することができるかについては、肯定説及び否定説がある。[H15-15]

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 14 問 法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア Aが、その所有する更地である甲土地にBのために抵当権を設定した後、甲土地上に乙建物を建築し、その後、Cのために甲土地に抵当権を設定した場合において、Cの申立てに基づいて抵当権が実行されたときは、乙建物のために法定地上権が成立する。

- A所有の更地である甲土地に第1順位の抵当権が設定された後、甲土地上にA所有の乙建物が建築され、次に、甲土地に第2順位の抵当権が設定された。その後、第2順位の抵当権の実行によって、Bが甲土地を取得した。[H16-16-ア]

イ Aが、その所有する甲土地にBのために抵当権を設定した当時、甲土地上にある乙建物に所有権の保存の登記がされていなかった場合には、抵当権が実行されたとしても、乙建物のために法定地上権は成立しない。

- 次の対話は、法定地上権の成立に関する教授と学生との対話である。

教授： 今日は、法定地上権の成立について検討します。

Aが自己の所有する土地上に建つ建物をCから買い取り、建物についてAへの所有権の移転の登記がされる前に、AがBのために当該土地に抵当権を設定したところ、当該抵当権が実行されて、Dが買受人となった場合について考えます。このような場合、法定地上権は成立しますか。

学生： 民法第388条は、「土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において」と規定していますが、抵当権の設定当時、建物はAが所有していたので、法定地上権は成立します。[H21-14-ウ]

ウ Aが、その所有する甲土地及び甲土地上の乙建物にBのために共同抵当権を設定した後、乙建物が取り壊され、甲土地を賃借したCが新しい丙建物を建築した場合において、甲土地についての抵当権が実行されたときは、丙建物のために法定地上権は成立しない。

- 次の対話は、法定地上権の成立に関する教授と学生との対話である。

教授： 今日は、法定地上権の成立について検討します。

Aが所有する土地及び同土地上の建物双方について、Bのために共同抵当権が設定された後、当該建物が取り壊され、建物が新築された場合において、土地のみについて抵当権が実行されてCが買受人となったときについては、どうですか。なお、新築建物には、抵当権は設定されなかったものとします。

学生： 法定地上権が成立します。Bは、土地を法定地上権付きの土地として評価していたはずですので、法定地上権の成立を認めてもBを害することはないからです。[H21-14-オ]

エ A、B及びC共有の甲土地上にA所有の乙建物があった場合において、Aの債務を担保するため、A、B及びCが共同してDのために甲土地の各持分に抵当権を設定したときは、B及びCが法定地上権の成立をあらかじめ容認していたと認められない場合であっても、抵当権が実行されたときは、乙

建物のために法定地上権が成立する。

- ・ A 及び B の共有である甲土地に A 所有の乙建物が存在する。甲土地の A の持分に抵当権が設定され、抵当権の実行により、C が当該持分を取得した。[H16-16-エ]

オ A が、その所有する甲土地に B のために抵当権を設定した当時、甲土地に A 及び C 共有の乙建物があつた場合において、抵当権が実行されたときは、乙建物のために法定地上権が成立する。

- ・ A は、A 及び B の共有に係る乙建物が存在する A 所有の甲土地に抵当権を設定した。この場合において、その抵当権が実行されたときは、乙建物のうち A の持分に係る部分のためにのみ法定地上権が成立する。[H17-15-エ]

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第 15 問 構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保（以下「集合動産譲渡担保」という。）について説明した次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいものは**、幾つあるか。

ア 集合動産譲渡担保の設定に際し、担保の目的となる動産の範囲を特定することは不要である。

- ・ 構成部分が変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法によって目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる。[H19-12-ウ]

イ 継続的取引から生じる債務の一切を担保するいわゆる根担保として、集合動産譲渡担保を設定することはできない。

ウ 集合動産譲渡担保の目的とすることができる動産は、譲渡担保の設定時に現実に存在しているものであることを要しない。

エ 集合動産譲渡担保の設定者が、通常の営業の範囲内で譲渡担保の目的を構成する個々の動産を売却した場合には、買主である第三者は、当該動産について確定的に所有権を取得することができる。

オ 動産売買の先取特権が付された動産が占有改定の方法により集合動産譲渡担保の構成部分となった場合において、先取特権の権利者がその動産につき競売の申立てをしたときは、集合動産譲渡担保権者は、その動産について集合動産譲渡担保権を主張することができない。

- ・ A は、B に対する債務を担保するために、甲倉庫内の特定の種類の動産一切について譲渡担保権を設定した後、C から当該特定の種類の動産を買い入れ、甲倉庫内に保管していた。

次の対話は、この事例に関する教授と学生の会話である。

教授： B の譲渡担保権と C の先取特権は、どちらが優先しますか。

学生： C の先取特権は消滅するので、B の譲渡担保権と競合することはない、B が優先することになります。[H12-17-オ]

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第 16 問 次の対話は、有名画伯の作品である絵画を A が B に売却し、約束の期日に A の住所において B に引き渡すという契約に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次の 1 から 5 までの学生の解答のうち、**正しいものは**、どれか。

教授： A は、約束の期日までに B に絵画を引き渡す準備をして待っていたのだけれども、その期日を過ぎた後も B が引取りに来なくて困っているとしよう。そもそも、A が絵画を引き渡さないことを理由として、引取りに行かなかった B が債務不履行に基づく損害賠償を A に対して求めてきたら、認められるのだろうか。

学生： 1 取立債務では、現実の提供をする必要はないのですが、引渡し準備をしているだけでは足りず、引渡しの準備をしたことを通知して口頭の提供をしなければ、債務者は、債務不履行責任を負うことになります。したがって、A が引渡しの準備をしたことを B に通知していなければ、債務不履行に基づく B の損害賠償請求は、認められることになります。

教授： B が引取りに来るまでの間の絵画の保管について、A は、どのような注意義務を負うのだろうか。

学生： 2 特定物の引渡義務を負う債務者は、善良な管理者の注意をもって、目的物を保存しなければなりませんから、A が目的物の引渡しについて口頭の提供をしたとしても、引渡義務が消滅するまでの間は、このような注意義務を負うことになります。

教授： B が約束の期日を過ぎても絵画を引取りに来ないうちに隣家からの出火によって A の家が類焼して絵画が滅失し、絵画を引き渡すことができなくなった場合には、A は、B に対して絵画の代金を請求することができるのだろうか。

学生： 3 期日を過ぎて、A が口頭の提供をしたにもかかわらず B が受領しない間に、当事者双方に帰責事由がなく目的物が滅失した場合には、A は、代金を請求することができません。

教授： A は、絵画を保管し続けるのを避けるために、B が受領を拒絶していることを理由として供託をすることはできるだろうか。

学生： 4 判例によると、債権者が受領を拒絶している場合であっても、弁済の提供をすることが必要とされていますので、口頭の提供をしても債権者が受領しないことが明らかなきを除き、債権者の受領拒絶を原因とする供託をするためには、口頭の提供をすることが必要です。

教授： B が絵画を引き取らないのであれば、代わりにその絵画を買い取りたいと言っている人がいるとしよう。この場合に、B が絵画を受領しないことを理由として、A は、B との契約を解除することはできるだろうか。

学生： 5 判例によると、買主が目的物の受領を拒んでいる場合には、売主は、契約を解除することができます。

- ・ 受領遅滞の法的性質は、債務者の責任を軽減するために法律が特に認めた責任であるとする

見解がある。「債務者は、受領遅滞を理由として契約を解除することはできない。」という記述は、この見解によっては説明することが難しい。[H2-11-4]

第 17 問 売主の担保責任に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 売主の瑕疵担保責任は、法律が買主の信頼保護の見地から特に売主に課した法定責任であって、この責任は、売買契約上の債務とは異なるものであるから、瑕疵担保責任に基づく買主の売主に対する損害賠償請求権には、債権の消滅時効に関する規定は適用されない。

イ 他人の権利を目的とする売買の売主が当該権利を取得して買主に移転することができない場合には、買主が契約の時にその権利が売主に属しないことを知っていたときであっても、買主は、売主に対し、債務不履行一般の規定に従って損害賠償を請求することができる。

- 「A は、B の承諾を得ないで、自己のものであるとして、B 所有の絵画を C に売却した。」という事例に、「A が絵画の所有権を C に移転することができなかった場合において、C が A の無権限について悪意のときは、C は、A に対し、売買契約の債務不履行に基づく損害賠償請求をすることはできない。」という記述は、当てはまる。[H15-6-エ]

ウ 売主が他人の権利が売買の目的であることを明示して売買をした場合には、他人の権利の売買における売主の担保責任の規定は、適用されない。

エ 他人の物の売買において、目的物の所有者が売買契約成立の当時から当該目的物を他に譲渡する意思がなく、したがって、売主が当該目的物を取得して買主に移転することができないような場合には、当該売買契約は、無効である。

オ 他人の権利の売主がその権利を取得して買主に移転し得る状態にあったにもかかわらず、買主がその他人から自ら直接その権利を取得したことにより、売主の債務が履行不能になった場合には、買主は、他人の権利の売買における売主の担保責任に基づき売買契約を解除することができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 18 問 転貸借における原賃貸借の賃貸人(原賃貸人)と転借人との法律関係に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 原賃貸人の承諾を得て建物の転貸借が行われた場合には、転借人は、原賃貸人に対し、雨漏りの修繕など、建物の使用及び収益に必要な行為を求めることができる。

- A 所有の甲建物を A から賃借した B が A の承諾を得て甲建物を C に転貸した。A は、C に対し、甲建物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。[H17-20-イ]

イ 原賃貸人の承諾を得て転貸借が行われた場合には、原賃貸人は、転借人に対し、原賃貸借の賃料額

と転貸借の賃料額のうち低い方の額を限度として、賃料を直接請求することができる。

- A 所有の甲建物を A から賃借した B が A の承諾を得て甲建物を C に転貸した。C は、A に対し、賃料の支払義務を負うが、A からの請求に対しては、B の賃借料と C の転借料のうち、いずれか低い方の金額を支払えば足りる。[H17-20-ア]

ウ 原賃貸人の承諾を得て転貸借が行われた場合において、その後に原賃貸借が合意解除されたときは、原賃貸人は、転借人に対し、目的物の返還を求めることができる。

- A 所有の甲建物を A から賃借した B が A の承諾を得て甲建物を C に転貸した。A B 間で甲建物の賃貸借契約を合意解除した場合であっても、このために、甲建物の転貸借に関する C の権利は、消滅することはない。[H17-20-オ]

エ 建物所有を目的とする土地の賃貸借において、借地権者が地上建物を第三者に譲渡するに当たり、その第三者が土地の転借をしても原賃貸人に不利となるおそれがないのにその承諾が得られない場合には、借地権者は、原賃貸人の承諾に代わる許可を裁判所に申し立てることができる。

オ 原賃貸人に無断で転貸借が行われた場合には、転借人は、原賃貸人の承諾を得られるまでの間、転貸人(原賃借人)からの賃料の支払請求を拒むことができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 19 問 次の対話は、請負と委任に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： まず、契約で合意された役務の提供が完了しなかった場合の報酬請求権について、請負と委任とで、どのような違いがあるかを考えてみましょう。委任における受任者は、委任事務の履行が途中で終了したことについて自己に帰責事由がない場合には、報酬を請求することができますか。

学生：ア はい。この場合の受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができます。

- 有償の委任が、受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。[S62-15-5]

教授： 請負では、どうでしょうか。請負人は、仕事の完成が不可能になったことについて自己に帰責事由がない場合には、報酬を請求することができますか。

学生：イ 仕事の完成が不可能になったことについて請負人に帰責事由がない場合であっても、注文者にも帰責事由がないときは、請負人は、報酬を請求することができません。

教授： 注文者に帰責事由があるときは、判例によれば、どうなりますか。

学生：ウ 仕事の完成が不可能になったことについて請負人に帰責事由がなく、注文者に帰責事由がある場合には、請負人は、報酬を請求することができます。

- 請負契約の目的である建物の完成前に、注文者の責めに帰すべき事由によりその完成が不能

となったときは、請負人は、注文者に対して、請負代金を請求することができる。[H1-15-4]

教授： それでは、注文者や委任者が任意に契約を解除するための要件については、どうでしょうか。

まず、請負では、どうですか。

学生： エ 請負における注文者は、仕事の完成前においては、相手方に不利な時期に契約を解除することができませんが、相手方に不利な時期でなければ、損害を賠償して契約を解除することができます。

- ・ 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができます。[S63-7-3]

教授： 委任では、判例は、どう言っていますか。

学生： オ 委任について、判例は、受任者の利益のためにも委任がされた場合であっても、委任者は、委任事務が履行された場合と同額の報酬を支払うことにより、いつでも契約を解除することができますとしています。

- ・ 委任契約は、いつでも解除することができるが、相手方にとって不利な時期に解除をするには、やむを得ない事由がなければならない。[H14-15-オ]

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第 20 問 氏に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 婚姻によって氏を改めた夫は、妻の死亡によって婚姻前の氏に復するが、その死亡の日から 3 か月以内に届け出ることによって、死別の際に称していた妻の氏を続称することができる。

- ・ 夫婦の一方の死亡により婚姻が解消したときは、婚姻によって氏を改めた者は、婚姻前の氏に復することができない。[H13-18-ア]

イ 夫婦が婚姻の際に夫の氏を称するものと定めた場合において、婚姻中に夫が第三者の養子となる縁組をしたときは、夫婦は、夫の養親の氏を称する。

- ・ 婚姻によって氏を改めた者が養子となったときは、養子は、養親の氏を称しない。[H13-18-ウ]

ウ 嫡出でない子が父の氏を称することはできない。

エ 父が離婚によって婚姻前の氏に復した後、再婚によって更に氏を改めた場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、その父の氏を称することができる。

オ 両親の離婚によって母が婚姻前の氏に復した場合において、子の親権者が母と定められたときは、その子は、母の氏を称する。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 21 問 婚姻の要件が問題となる事実に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1

から 5 までのうちどれか。

ア A の養子 B (女性) と A の弟 C は、婚姻をすることができる。

- ・ 養子である成年の女とその者の養親である男は、婚姻をすることができない。[S57-14-3]

イ A (女性) には嫡出でない子 B (女性) がいるところ、A が C (男性) と婚姻し、その後離婚した場合、B と C は、婚姻をすることができる。

ウ A (男性) との婚姻中に懐胎していた B (女性) が、A と離婚した 1 か月後に出産した場合、更にその 1 か月後に C (男性) と再婚をすることができる。

エ 18 歳の A (女性) と 21 歳の B (男性) との婚姻について、A の父母の同意がないにもかかわらず、婚姻の届出が受理された場合、A と B との婚姻は、裁判により取り消すことができる。

- ・ A 男と B 女について婚姻の届出がされている。未成年者である B 女の父母がいずれも婚姻に同意していなかった場合でも、B 女の父は、A 男と B 女の婚姻を取り消すことができない。[H20-21-ア]

オ A (女性) と婚姻している B (男性) が、更に C (女性) との婚姻の届出をした場合には、これが受理されたとしても、B と C との婚姻は、無効である。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 22 問 代襲相続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちど

れか。

ア A には子 B がおり、B は、C と婚姻している。B が死亡した後に、A が死亡した。この場合、C は、B を代襲して A の相続人となる。

イ A には子 B がおり、B には子 C がいる。A と B とが同時に死亡した。この場合、C は、B を代襲して A の相続人となる。

- ・ AB 夫婦間には子 C 及び D がおり、DE 夫婦間には子 F 及び G がいる。A 及び D が同乗する自動車の事故によりいずれも死亡したが、両名の死亡の前後が不明であった場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。[H17-23-オ]

ウ A には子 B 及び C がおり、B には子 D がいる。B を廃除する旨の審判が確定した後に A が死亡した。この場合、D は、B を代襲せず、A の相続人とはならない。

- ・ A には実子 B 及び C 並びに養子 D が、B には実子 E、C には養子 F、D には実子 G が、さらに、E には実子 H がいる。A の相続に関し C が廃除されたときは、C が F を養子としたのが、その廃除後である場合であっても、A の相続の開始前であるときは、F は、C を代襲し、A の財産は、B、F 及び D が相続する。[H14-21-イ]

エ A には子 B 及び C がおり、B には子 D がいる。A が死亡し、B は、相続を放棄した。この場合、D は、B を代襲して A の相続人となる。

・ A B 夫婦間には子 C 及び D がおり、D E 夫婦間には子 F 及び G がいる。A が死亡した後に、D が相続の放棄をした場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。[H17-23-エ]

オ A には子 B 及び C がおり、B には子 D がおり、D には子 E がいるが、C には配偶者も子もおらず、また、A を除き生存している直系尊属もいない。A、B 及び D が死亡した後に、C が死亡した。この場合、E は、B 及び D を代襲せず、C の相続人とはならない。

・ A には実子 B 及び C 並びに養子 D が、B には実子 E、C には養子 F、D には実子 G が、さらに、E には実子 H がいる。A、B、E 及び F が死亡した後に C が死亡したときは、H は、E 及び B を代襲し、C の財産は、H 及び D が相続する。[H14-21-カ]

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第 23 問 次の対話は、遺産分割に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 今日では、A が死亡して、その相続人は、A の妻 B と A B 間の子 C 及び D の 3 名である事例を前提として、遺産分割について考えてみましょう。まず、D が遺産分割前にその相続分全部を第三者 E に譲渡したとします。この場合、E は、どのような立場に立ちますか。

学生：ア B 又は C が D の相続分について取戻権を行使しない限り、E は、遺産分割手続の当事者となり、B 及び C との間で遺産分割協議が調わない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停又は審判を申し立てることができます。

教授： 次に、冒頭の事例において、D が、株式 1 万株のうち 2,000 株は自分のものであり、A の遺産に含まれないと主張して、B 及び C と争っていたとします。この場合には、家庭裁判所は、遺産分割の審判をすることができますか。

学生：イ 家庭裁判所は、遺産の範囲について民事訴訟で解決が図られる前であっても、自ら遺産の範囲について判断して、それを前提に遺産分割の審判をすることができます。

教授： では、B、C 及び D の間で遺産分割協議が調う前に、B が亡くなり、B には、A の遺産についての相続分以外に固有の財産がなかったとします。この場合には、A の遺産に対する B の相続分を C と D との間で分けるために遺産分割手続を行う必要がありますか。

学生：ウ A の遺産に対する B の相続分は、A の遺産を取得することができるという抽象的な法的地位にすぎず、遺産分割の対象となるような具体的な財産権ではありません。したがって、C 及び D は、遺産分割手続によらないで、当然にそれぞれの法定相続分の割合に応じて B の相続分を承継することになります。

教授： それでは、遺産分割協議が成立した場合について、幾つか質問します。まず、遺産分割協議が成立した後に遺産分割協議において負担した債務の不履行があった場合に、これを理由として遺

産分割協議を解除することはできますか。また、共同相続人全員が遺産分割協議を解除することに合意した場合は、どうですか。

学生：エ 一度成立した遺産分割協議を解除して分割をやり直すのは、法的安定性を著しく害するので、遺産分割協議において負担した債務の不履行を理由に遺産分割協議を解除することができないのはもちろんのこと、共同相続人全員が合意した場合であっても、遺産分割協議を解除することはできません。

・ 遺産分割協議により A が B に債務を負担した場合において、A がこれを履行しないときは、B は、その協議を一方的に解除することはできないが、A との間で合意解除することはできる。[H7-21-イ]

教授： 次に、B、C 及び D は、遺産分割協議により A の遺産を全て B が相続することとしたとします。しかし、C は、無資力で、A の遺産を相続しないと、自らの債務を弁済することができない状態でしたので、C の債権者は、遺産分割協議について詐害行為取消権を行使したいと思っています。遺産分割協議は、詐害行為取消権の行使の対象になり得ますか。

学生：オ 遺産分割協議は、財産権を目的とする法律行為ですので、詐害行為取消権の行使の対象になり得ます。

・ 共同相続人の中で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権の対象とはなり得ない。[H15-23-ウ]

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

(3) 刑法

① 出題傾向

- a 判例の趣旨に照らし解答する問題が連続している。
- b 各財産罪が一定の間隔で出題されている。

⇒ 後掲【参考（財産罪の出題）】を参照されたい。

年 度	問題番号	内 容
平成 12 年度	第 26 問	窃盗罪
平成 13 年度	第 25 問	強盗罪
平成 14 年度	第 24 問	詐欺罪
平成 15 年度	第 27 問	不動産侵奪罪
平成 16 年度	第 27 問	窃盗罪
平成 17 年度	第 27 問	恐喝罪

平成 18 年度	第 26 問	詐欺罪
平成 19 年度	第 26 問	窃盗罪
	第 27 問	盗品等に関する罪
平成 20 年度	第 26 問	窃盗罪
	第 27 問	横領罪
平成 21 年度	第 26 問	詐欺罪又は詐欺未遂罪
平成 22 年度	第 25 問	強盗罪
平成 23 年度	第 26 問	窃盗罪

② 対策

- a 刑法は、事例問題の出題が多いため、過去問を演習する際にも、事例の核となる部分を意識して押さえておく。
- b 判例が掲載されている六法を利用してできるだけ多くの判例を押さえておく。

⇒ 司法書士試験の科目中、意外と得点できるといった印象が強いのが刑法であるため、手を
広げすぎないようにする。

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

第 24 問 故意に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A は、知人 B とアメリカに旅行した際、B から腹巻きと現金 30 万円を渡され、「腹巻きの中に、開発中の化粧品が入っている。これを着用して先に日本に帰ってほしい。後で自分が帰国したら連絡する。30 万円は、お礼である。」旨の依頼を受けた。腹巻きの中には覚せい剤が入っており、A は、中身が覚せい剤かもしれないし、その他の身体に有害で違法な薬物かもしれないと思いながら、この腹巻きを身に着け、覚せい剤を日本国内に持ち込んだ。この場合、A には、覚せい剤取締法違反(輸入)の罪は成立しない。

イ A は、B を殺害しようと考え、クロロホルムを吸引させて失神させた B を自動車ごと海中に転落させて溺死させるという一連の計画を立て、これを実行して B を死亡させた。この場合において、A の認識と異なり、海中に転落させる前の時点でクロロホルムを吸引させる行為により B が死亡していたときは、A には、殺人罪は成立しない。

ウ A は、深夜、1 階が空き部屋で、2 階に B が一人で住んでいる二階建て木造家屋に放火して全焼させた。火をつける前に、A が 1 階の窓から室内をのぞいたところ、誰も住んでいる様子がなく、2 階にも灯りがついていなかったことから、A は、この建物は空き家だと思っていた。この場合、A には、

現住建造物等放火罪は成立しない。

エ A は、B に貸金債権を有していたが、B が返済を滞らせていたため、配下の C 及び D に対し、「B と会って、借金を返すように言え。B が素直に借金を返さないときは、B を車のトランクに押し込んで連れてこい。ただし、なるべく手荒なことはしたくないから、できるだけ金を取り立ててこい。」と命じた。C 及び D は、B と会ったものの、B が言を左右にして返済に応じなかったため、あらかじめ準備していた手錠を B にかけて、車のトランクに押し込み、A の事務所まで連行した。この場合、A には、逮捕・監禁罪は成立しない。

オ A は、B を殺害しようと決意し、B の首を絞めたところ、動かなくなったので、B が死んだものと思い、砂浜に運んで放置した。砂浜に運んだ時点では、B は気絶していただけであったが、砂浜で砂を吸引して窒息死した。この場合、A には、殺人(既遂)罪が成立する。

・ A は、海岸で B を殺害しようとしてその首を絞めたところ、B が失神して身動きしなくなった。A は B が死亡したものと思い、犯行を隠すため、B を船に乗せて沖合で海中に投げ込んだところ、B は溺死した。A の罪責は、殺人既遂に当たる。[S55-25]

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第 25 問 住居侵入罪等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A は、マンションの上階の B 方の住人の足音などが大きいとして不満を抱き、それまで付き合いのなかった B 方へ行くや、鍵の掛かっていなかった玄関ドアから B 方の居間に入り込み、音が大きいななどと文句を言った。B は、A に対し、出て行くよう求めたが、A は、B からの通報で警察官が駆け付けけるまで B 方の居間にとどまり、騒音に対する文句を言い続けた。この場合、A には、住居侵入罪と不退去罪が成立する。

イ A は、窃盗の目的で、夜間、B が経営する工場の門扉で囲まれた敷地内に入ったが、工場内に人がいる様子だったため、工場内に入るのを断念して立ち去った。この場合、A には、建造物侵入の既遂罪は成立しない。

ウ A は、現金自動預払機の利用客のキャッシュカードの暗証番号を盗撮する目的で、現金自動預払機が設置された無人の銀行の出張所の建物内に立ち入り、小型カメラを取り付けた。この場合、A には、建造物侵入罪が成立する。

エ A は、勤務先の同僚 B と飲酒した後、終電がなくなったため、B とともにタクシーで B 方に行き、B 方に泊めてもらった。翌朝、A は、B の財布がテーブルの上に置かれているのを見て、現金を盗むことを思い付き、B がまだ眠っているのを確認してから、B の財布から 2 万円を盗んだ。この場合、A には、住居侵入罪と窃盗罪が成立する。

オ A は、捜査車両の車種やナンバーを把握する目的で、警察署の庁舎建物と高さ約 2.4 メートル、幅(奥行き)約 22 センチメートルの塀により囲まれて、部外者の立入りが禁止され、塀の外側から内部をのぞき見ることができない構造となっている警察署の中庭に駐車中の捜査車両を見るため、当該塀によじ上って聯の上部に上がった。この場合、A には、建造物侵入罪が成立する。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 26 問 不法領得の意思に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A は、友人 B の部屋に遊びに行った際、B 所有のカメラが高価なものだと聞き、B が席を外した隙に、自分のかばんに入れて持ち帰った。A は、このカメラを自分で使うか、売ることを考えていたが、どちらにするか確たる考えはなかった。この場合、不法領得の意思が認められるので、窃盗罪が成立する。

イ A は、支払督促制度を悪用して叔父 B の財産を差し押さえようと考え、B を債務者とする支払督促を裁判所に申し立てた上、後日、支払督促正本及び仮執行宣言付支払督促正本を送達してきた郵便配達員 C に対し、いずれの正本の送達の際も、B 宅の近辺において B を装って応対し、A を B と誤信した C から各正本を受け取った。A は、各正本については、当初から廃棄するつもりであった。この場合、各正本についての不法領得の意思が認められるので、C に対する詐欺罪が成立する。

ウ A は、性欲を満たすため、隣家に住む女性がベランダに干していた下着を持ち去り、自宅に保管していた。この場合、不法領得の意思が認められないので、窃盗罪は成立しない。

エ A は、パチンコ台に誤作動を生じさせる装置を携帯してパチンコ店に行き、この装置を用いてパチンコ台を誤作動させて大当たりを出し、パチンコ玉を排出させた。A は、排出させたパチンコ玉については、当初からパチンコ店内ですぐに景品交換するつもりであった。この場合、不法領得の意思が認められるので、窃盗罪が成立する。

- ・パチンコ玉を磁石で誘導して穴に入れて当たり玉を出して取得した場合には、窃盗罪が成立する。
- [H8-25-イ]

オ A は、勤務先の上司 B に不満を抱き、B を困らせようと考え、重要な会議の前夜に B が退社した後、B が準備していた会議資料を密かに B の机の引き出しから持ち出した。A は、当初、会議資料を自宅に隠しておくつもりで待ち出したが、その後、怖くなって廃棄した。この場合、不法領得の意思が認められるので、窃盗罪が成立する。

- ・嫌がらせのために、勤務先の同僚が毎日仕事に使う道具を持ち出して水中に投棄した場合、不法領得の意思が認められるので、窃盗罪が成立する。[H19-26-オ]

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

(4) 商法、会社法及び商業登記法（択一式問題に限る。）

① 出題傾向

a 商法及び会社法

(a) 頻出論点の定着

⇒ 会社法に基づく出題は、平成 18 年度司法書士試験からであるが、平成 23 年度司法書士試験までの 6 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。後掲【参考（会社法の頻出論点）】を参照されたい。

【参考（会社法の頻出論点）】

	論 点	出題年度・問題番号
I	設立	18-32, 19-28, 20-28, 21-27, 22-27, 23-27
II	株式	18-30, 19-29, 19-30, 20-29, 20-30, 20-31, 21-28, 22-28, 23-28
III	機関・役員等	18-31, 18-33, 18-35, 19-31, 20-32, 20-33, 20-34, 21-29, 22-29, 22-30, 22-31, 23-30, 23-31
IV	計算	18-28, 19-32, 21-30, 22-32, 23-32
V	持分会社	19-34, 20-35, 21-31, 23-34
VI	組織再編行為	18-29, 19-35, 21-33, 21-34, 23-33

(b) 3 年連続、商法の論点が出題された（第 35 問：商人間の売買）。

⇒ 平成 22 年度司法書士試験においては問屋及び商事仲立人の異同に関する問題が出題され（第 35 問）、平成 21 年度司法書士試験においては商人に関する問題が出題されている（第 35 問）。

b 商業登記法

(a) 頻出論点の定着

⇒ 会社法に基づく商業登記法の出題は、平成 18 年度司法書士試験からであるが、平成 23 年度司法書士試験までの 6 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。後掲【参考（商業登記法の頻出論点）】を参照されたい。

【参考（商業登記法の頻出論点）】

	頻出論点	出題年度・問題番号
(a)	総論	18-32, 18-29, 21-32, 21-33, 21-34, 23-35
(b)	設立	18-30, 19-29, 20-34, 21-28, 23-29
(c)	株式	18-33, 19-30, 19-31, 20-35, 21-29, 22-28, 22-29, 23-30, 23-31
(d)	機関・役員等	18-31, 19-32, 19-33, 21-30
(e)	持分会社	18-35, 19-35, 20-30, 22-34, 23-33
(f)	組織再編行為	18-32, 19-34, 20-32, 21-31, 21-35

- (b) 2 年連続，一般社団法人・一般財団法人に関する登記の論点が出題された（第 34 問：一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記）。

⇒ 平成 22 年度司法書士試験においては，一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除く。）の登記に関する問題が出題されている（第 35 問）。

- (c) 個人商人に関する登記の論点が出題された（第 28 問）。

② 対策

a 商法及び会社法

- (a) 条文を正確に理解・暗記する。
- (b) 商法の対策を行う。
- (c) 会社法の下でも通用する旧商法下の判例を押さえておく。

b 商業登記法

- (a) 会社法基本通達の理解・暗記
- (b) 会社法の下でも通用する旧商法下において発出された先例及び実例を押さえておく。
- (c) 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策を行う。

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

<商法及び会社法>

⇒ 過去問からの出題の実績は，会社法の出題が開始された平成 18 年度司法書士試験以降の過去問に限って示している。

第 27 問から第 33 問までの試験問題については，問題文に明記されている場合を除き，定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして，解答すること。

⇒ 後掲【参考（会社法等の問題開始前の注書きの有無及びその内容）】を参照されたい。

【参考（会社法等の問題開始前の注書きの有無及びその内容）】

	商法・会社法	商業登記法
平成 18 年度	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については，問題文に明記されている場合を除き，定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして，回答すること。	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については，問題文に明記されている場合を除き，定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして，回答すること。
平成 19 年度		
平成 20 年度	第 28 問から第 35 問までの試験問題については，問題文に明記されている場合を除き，定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして，解答すること。	
平成 21 年度		
平成 22 年度		第 28 問から第 33 問までについては，問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして，解答しなさい。

第 27 問 会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち，誤っているものの組合せは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 設立しようとする会社が持分会社である場合には，社員になろうとする者が作成した定款は，公証人の認証を受けることを要しない。

イ 設立しようとする株式会社の定款に現物出資に関する定めがある場合において，裁判所は，検査役からの報告を受け，当該現物出資に係る事項を不当と認めたときは，当該現物出資に係る事項を変更する決定をしなければならない。

ウ 発起設立の場合，設立時取締役の解任は，発起人全員の同意によってしなければならない。

エ 設立しようとする会社が取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）である場合には，設立時取締役は，その過半数をもって設立時代表取締役を選定しなければならない。

オ 募集設立の場合，創立総会の決議によって，全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に

について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設ける定款の変更をすることはできない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第 28 問 株式と社債との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 株式は、株主名簿に株主の氏名又は名称及び住所が記載され、又は記録される記名式のものに限られ、社債は、社債原簿に社債権者の氏名又は名称及び住所が記載され、又は記録される記名式のものに限られる。

イ 募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と会社に対する債権とを相殺することができないが、募集社債の申込者は、払込みをする債務と会社に対する債権とを相殺することができる。

ウ 2 以上の種類の株式を発行する会社は、定款で特定の種類の株式のみに係る株券を発行するものと定めることができないが、2 以上の種類の社債を発行する会社は、特定の種類の社債のみに係る社債券を発行するものと定めることができる。

エ 株式会社は、定款で株主名簿管理人を定め、株主名簿に関する事務を行うことを委託することができるが、社債を発行する会社は、社債原簿管理人を定め、社債原簿に関する事務を行うことを委託することができない。

オ 株主総会の決議は、その効力を生じさせるために裁判所の認可を受けることを要しないが、社債権者集会の決議は、その効力を生じさせるために裁判所の認可を受けなければならない。

- ・ 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。[H21-32-オ]

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 29 問 新株予約権に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 譲渡制限新株予約権の譲渡等承認請求について、会社が承認をしない場合には、当該会社又は指定買取人が当該新株予約権を買い取らなければならない。

イ 新株予約権無償割当てにおいて、新たに発行する新株予約権と自己新株予約権とを混在させて割り当てることはできない。

ウ 募集新株予約権の引受人は、募集新株予約権の払込金額の全額の払込みを待たず、割当日に募集新株予約権の新株予約権者となる。

エ 自己新株予約権の処分は、会社法所定の募集新株予約権の発行と同様の手続によらなければならない。

オ 株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において、割当てを受ける募集新株予約

権の数に一に満たない端数が生ずるときは、当該端数は切り捨てられ、株主は、当該端数について募集新株予約権の割当てを受ける権利を有しない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 30 問 種類株式発行会社でない甲株式会社において、株主 A が 200 株、株主 B が 180 株、株主 C が 100 株、株主 D が 40 株、株主 E が 20 株をそれぞれ保有し、その他に株主が存しない場合における株主総会の決議に関する次のアからオまでの記述のうち、**当該決議が可決されるもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、いずれの株主総会の決議においても、議決権を行使することができる株主の全員が出席し、かつ、議決権の不統一行使はされていないものとする。

ア 全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会の決議において、A 及び B のみが賛成する場合

イ 準備金の額の減少に関する事項を定める株主総会の決議において、B 及び C のみが賛成する場合

ウ 株主との合意による自己の株式の有償取得に関する事項の決定に併せて、取得価格等の通知を B のみに対して行う旨を定める株主総会の決議において、A 及び D のみが賛成する場合

エ 甲株式会社が会社法上の公開会社でない場合に、残余財産の分配を受ける権利に関する事項につき株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会の決議において、A、B 及び E のみが賛成するとき

オ 監査役を解任する株主総会の決議において、A 及び C のみが賛成する場合

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 31 問 委員会設置会社の執行役に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 指名委員会の委員の過半数は、執行役を兼ねることができない。

イ 執行役の選任は、指名委員会の決定によって行う。

ウ 執行役の責任を追及する訴えは、株主代表訴訟として提起することができない。

エ 執行役が二人以上ある場合の代表執行役の選定は、執行役の過半数をもって行う。

オ 執行役が使用人を兼ねている場合には、執行役の個人別の報酬及び使用人としての報酬は、いずれも報酬委員会がその内容を決定する。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第 32 問 委員会設置会社以外の株式会社における剰余金の処分にに関する次のアからオまでの記述のうち、**正しい**

ものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 株式会社が剰余金の額を減少して資本金の額を増加するには、株主総会の決議によって、減少する剰余金の額及び効力発生日を定めなければならない。

イ 株式会社が新設分割をする場合において、新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に関し、新設分割設立株式会社の株式のみを配当財産とする剰余金の配当をするときは、当該株式の帳簿価額の総額は、当該成立の日における新設分割株式会社の分配可能額を超えてはならない。

ウ 株式会社がその子会社の株式を配当財産とする剰余金の配当をしようとする場合には、株主総会の決議によって、一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする旨を定めることができる。

エ 株式会社が、剰余金の配当により、株主に対し分配可能額を超える額の金銭を交付した場合には、当該剰余金の配当に関する職務を行った業務執行取締役は、当該株式会社に対し、当該金銭の額から分配可能額を控除した額の金銭を支払う義務を負う。

オ 剰余金の配当に関する事項を取締役会が定めることができる旨の定款の定めがある会計監査人設置会社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当に関する事項を定めることはできない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 33 問 種類株式発行会社ではない A 株式会社と B 合同会社との間の吸収合併に関する次のアからオまでの記述のうち、吸収合併存続会社が A 株式会社である場合と B 合同会社である場合のいずれにも該当するものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、合併対価は、吸収合併存続会社が A 株式会社である場合には、その株式とされ、吸収合併存続会社が B 合同会社である場合には、その持分とされたものとする。

ア A 株式会社は、その総株主の同意を得なければならない。

イ A 株式会社は、吸収合併契約に関する書面等をその本店に備え置かなければならない。

ウ A 株式会社は、A 株式会社の株主に対し、吸収合併をする旨並びに B 合同会社の商号及び住所を通知し、又は公告しなければならない。

エ A 株式会社は、新株予約権を発行しているときは、A 株式会社の新株予約権者に対し、吸収合併をする旨並びに B 合同会社の商号及び住所を通知し、又は公告しなければならない。

オ A 株式会社は、吸収合併をする旨並びに B 合同会社の商号及び住所等を官報に公告しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第 34 問 持分会社の定款の定めに関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 か

ら 5 までのうちどれか。

ア 業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾がある場合であっても、定款に定めがあるときでなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

イ 社員は、業務を執行するが、定款の定めをもって、一部の社員を業務の執行をする社員とすることができる。

ウ 持分会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができないが、定款に定めがあれば、持分の一部を譲り受けることができる。

エ 業務を執行する社員が自己又は第三者のために持分会社と取引をしようとするときは、当該取引について、当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならないが、定款の定めをもって、社員の全員の承認を受けなければならないとすることができる。

オ 持分会社が定款の変更をするには、総社員の同意が必要であるが、定款に定めがあれば、社員の多数決によることができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 35 問 商人間の売買に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合には、買主は、代金の減額を請求することができる。

イ 売買の性質により、一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、直ちにその履行の請求をした場合を除き、相当期間を定めた履行の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

ウ 買主が売買の目的物の受領を拒んだ場合には、その目的物について滅失又は損傷のおそれがないときでも、売主は、相当期間を定めて催告をした後にその目的物を競売に付することができる。

エ 売主が売買の目的物の数量に不足があることにつき悪意であった場合には、買主は、売買の目的物を受領した際に遅滞なくその物を検査することを怠ったときでも、売主に当該数量不足を理由として損害賠償の請求をすることができる。

オ 買主が売買の目的物に直ちに発見することができない瑕疵があることを 6 か月以内に発見した場合において、直ちに売主にその旨の通知を発しなくても、売買の目的物が不特定物であれば、買主は、売主に瑕疵のない物の給付を請求することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

< 商業登記法 >

⇒ 過去問からの出題の実績は、会社法に基づく商業登記法の出題が開始された平成 18 年度司法書士試験以降の過去問に限って示している。

第 28 問 未成年者及び後見人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 未成年者の登記をしていた者が婚姻をしたことにより成年に達したものとみなされたときは、当該者は、遅滞なく、未成年者が成年に達したことによる消滅の登記を申請しなければならない。

- 未成年者の登記をした未成年者が成年に達した場合には、当該未成年者の法定代理人であった者は、未成年者が成年に達したことによる消滅の登記を申請しなければならない。[H18-29-イ]

イ 後見人が被後見人のために営業を行う場合において、後見監督人があるときは、後見人の登記の申請書には、当該後見監督人の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 未成年後見人が家庭裁判所から解任されたことによる後見人の退任による消滅の登記の申請は、解任された後見人がすることはできない。

エ 未成年者の営業の許可の取消しによる消滅の登記の申請は、当該未成年者がすることはできない。

オ 未成年者が営業の許可を受けた場合にする登記の申請書に法定代理人の記名押印があるときは、当該申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する書面の添付を要しない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第 29 問 株式会社の設立の登記の申請書の添付書面に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 発起人が作成した定款に成立後の当該株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定めがない場合において、当該株式会社に払込み又は給付をした財産の額の一部を資本金として計上しないときは、申請書には、当該事項について発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

イ 当該設立が募集設立である場合において、その発起人が株式申込人である他の株式会社の代表取締役と同一人であるときであっても、申請書には、当該他の株式会社において利益相反取引の承認を受けたことを証する書面の添付を要しない。

ウ 定款に記載された出資の目的物である金銭以外の財産の価額の総額が 500 万円とされている場合には、申請書には、設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあつては、設立時取締役及び設立時監査役)の調査報告を記載した書面及びその附属書類の添付を要しない。

- 定款に現物出資や財産引受けの記載があるか否かにかかわらず、設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面並びにその附属書類を添付しなければならない。[H18-30-イ]

エ 定款に社外取締役が負う責任の限度に関する契約の締結についての定めがあるときは、申請書には、取締役のうち一人以上が社外取締役であることを証する書面を添付しなければならない。

オ 申請書には、当該設立が発起設立である場合にあつては設立時発行株式の引受けの申込みを証する書面を、当該設立が募集設立である場合にあつては設立時募集株式の引受けの申込みを証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第 30 問 株式譲渡制限の定款の定めに係る登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 種類株式の内容として株式譲渡制限を定款で定めた場合には、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を譲渡承認機関とする内容の登記を申請することができる。

イ 譲渡を承認しなかった場合の指定買取人を定款で定めたときは、その定めを内容とする登記を申請することができる。

- 定款にその発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定めを設けている株式会社において、定款に当該株式会社が承認しなかった場合における指定買取人の定めを設けたときであっても、当該指定買取人の定めについて登記の申請をすることはできない。[H20-35-オ]

ウ 株券発行会社であっても、譲渡承認機関を取締役会から株主総会に変更したことを内容とする登記の申請をする場合には、当該登記の申請書には、株券の提出に関する公告をしたことを証する書面の添付を要しない。

エ 全部の種類株式につき株式譲渡制限を定款で定めている種類株式発行会社が監査役も取締役会も置いていない場合において、一部の種類株式について株式譲渡制限の定款の定め廃止による変更の登記をするときは、取締役会設置会社及び監査役設置会社である旨の変更の登記を申請しなければならない。

オ 取締役会設置会社でない株式会社においては、代表取締役を譲渡承認機関とする内容の登記を申請することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 31 問 募集株式の発行による変更の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 出資の目的である金銭の払込みがあったことを証する書面として申請書に添付された書面が払込取扱機関における口座の入金の記録のある預金通帳の写しを合てつした代表取締役の作成に係る書面で

ある場合において、当該入金の記録の日付が払込期日に先立つものであるときは、当該申請は、受理されない。

イ 第三者割当てにより譲渡制限株式でない募集株式の発行をする場合には、募集株式の割当ての決定を代表取締役が行ったときであっても、当該登記の申請書には、代表取締役が募集株式の割当てについて決定したことを証する書面の添付を要しない。

ウ 出資の目的が金銭以外の財産である場合において、当該登記の申請書に添付された書面が現物出資財産について募集事項の決定の際に定められた価額が相当であることについての弁護士の証明を記載した書面であるときは、当該弁護士が弁護士の登録をしていることを証する書面を添付しなければならない。

エ 出資の目的が金銭以外の財産である場合において、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を超えないため検査役の調査を要しないときは、当該登記の申請書には、当該引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を超えないことを証する書面を添付しなければならない。

オ 出資の目的が金銭である場合において、その全額を資本金の額に計上するときは、当該登記の申請書には、資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第 32 問 特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 本店の所在地における設立の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

イ 通常の株式会社への移行と同時に取締役が辞任する場合にする本店の所在地における設立の登記の申請書には、当該取締役が辞任により退任したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 取締役会設置会社でない通常の株式会社への移行と同時に取締役が任期満了により退任してその取締役が新たに就任する場合にする本店の所在地における設立の登記の申請書には、当該取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書の添付を要しない。

エ 代表取締役を取締役の互選によって選定するとの定款の定めのある特例有限会社が取締役会設置会社でない通常の株式会社への移行をする場合には、移行時に取締役の全員が重任して、取締役の構成に変動が生じないときであっても、商号の変更の前に取締役の互選により選定した者を代表取締役とする設立の登記を申請することはできない。

オ 通常の株式会社への移行と同時に本店を他の登記所の管轄区域内に移転する定款の変更をした場合には、移転後の本店の所在場所をその本店の所在場所とする設立の登記を申請しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 33 問 持分会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**第 1 欄の会社において第 2 欄の事由が生じた場合における登記すべき事項が第 3 欄に正しく記載されていないもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
ア	合同会社	平成 23 年 7 月 1 日、A が 100 万円を出資して業務を執行しない新たな社員として加入する旨の定款変更を行った。同日、A が 100 万円の払込みをしたことにより、資本金の額が 500 万円となった。	平成 23 年 7 月 1 日次のとおり変更 資本全の額 金 500 万円
イ	合名会社	平成 23 年 7 月 1 日、解散をした場合におけるその財産の処分の方法(任意清算)を定めるとともに、解散することについて、総社員の同意があった。	平成 23 年 7 月 1 日総社員の同意により解散
ウ	合資会社(会社を代表しない社員がいないものに限る。)	平成 23 年 7 月 1 日、無限責任社員 A (本店の所在場所 〇県〇市〇町一丁目 1 番 1 号)が新たに加入し、B (住所 〇県〇市〇町二丁目 2 番 2 号)がその職務を行うべき者となった。	平成 23 年 7 月 1 日次のとおり加入 〇県〇市〇町一丁目 1 番 1 号 無限責任社員 A 〇県〇市〇町二丁目 2 番 2 号 職務執行者 B
エ	合同会社	平成 23 年 7 月 1 日、会社を代表する業務を執行する社員 A の職務を行うべき者として、B が退任し、C (住所 〇県〇市〇町三丁目 3 番 3 号)が就任した。	平成 23 年 7 月 1 日業務執行社員 A の職務執行者 B 退任 同日次のとおり就任 〇県〇市〇町三丁目 3 番 3 号 職務執行者 C
オ	合資会社	平成 23 年 7 月 1 日、500 万円の出資を全部履行している有限責任社員 A が 200 万円の出資を全部履行している有限責任社員 B (住所 〇県〇市〇町四丁目 4 番 4 号)に対して持分 100 万円を譲渡したことについて、総社員の同意があった。	平成 23 年 7 月 1 日持分の一部譲渡により次のとおり変更 〇県〇市〇町四丁目 4 番 4 号 有限責任社員 B 全 300 万円 全部履行

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 34 問 一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア その事業によって利益を得る可能性があるものは、目的として登記することができない。

イ 社員の氏名及び住所は、登記事項ではない。

ウ その名称及び主たる事務所の所在場所が他の一般社団法人の既に登記した名称及びその主たる事務所の所在場所と同一であっても、当該名称を登記することができる。

エ 公告方法として「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」を登記することができる。

オ 基金を引き受ける者の募集をすることができる旨の定款の定めがあるときは、その定めは、登記事項である。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第 35 問 資本金の額が 1 億円の会社が登記を申請する場合の登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、登録免許税の計算に当たり、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用はないものとする。

ア 清算株式会社における清算人の辞任及び就任による変更の登記と監査役の辞任及び就任による変更の登記を一の申請書で申請する場合の登録免許税の額は、6,000 円である。

イ 株式会社の募集設立に当たって支店を設ける場合に本店の所在地においてする設立の登記の登録免許税の額は、76 万円である。

ウ 他の登記所の管轄区域内に支店を有する特例有限会社が通常の株式会社へ移行する場合に当該支店の所在地においてする登記の登録免許税の額は、特例有限会社の解散の登記及び株式会社の設立の登記のそれぞれにつき、9,000 円である。

エ 監査役を置いている取締役会設置会社が役員を取締役 1 名とする旨の定款の変更をした場合において、その変更の登記を一の申請書で申請するときの登録免許税の額は、4 万円である。

オ 定款に業務執行社員が死亡した場合には当該業務執行社員の相続人がその持分を承継する旨の定めがあり、かつ、業務を執行しない社員の定めがない合同会社の業務執行社員が死亡し、その唯一の相続人がその持分を承継した場合において、業務執行社員の死亡及び加入による変更の登記を一の申請書で申請するときの登録免許税の額は、1 万円である。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

(5) 民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法

① 出題傾向

a 過去問レベルの知識が出題されている。

b 対話問題の数が増加している。

② 対策

a 過去問の徹底的な演習及び分析

b 対話問題への対策は、自分で解答を考えること。

c 既出・未出を問わず、判例を正確に理解し、暗記しておく。

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

第 1 問 管轄及び移送に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**は、幾つあるか。

ア 人の普通裁判籍は、住所又は居所により、日本国内に住所若しくは居所がないとき又は住所若しくは居所が知れないときは最後の住所により定まる。

イ 当事者が第一審の管轄裁判所を簡易裁判所とする旨の合意をした場合には、法令に専属管轄の定めがあるときを除き、訴えを提起した際にその目的の価額が 140 万円を超える場合であっても、その合意は効力を有する。

ウ 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をしていない限り、その訴訟の全部又は一部をその不動産の所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。

・ 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合を除き、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。[H15-1-オ]

エ 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては即時抗告をすることができるが、その即時抗告は、裁判の告知を受けた日から 1 週間の不変期間内にしなければならない。

・ 簡易裁判所が、その管轄に属する訴訟を、職権で、その所在地を管轄する地方裁判所に移送したときは、当事者は、その決定に対して不服を申し立てることができる。[H15-1-ア]
・ 当事者は、移送の裁判に対して不服を申し立てることができない。[S63-5-3]

オ 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することはできないが、移送を受けた事由とは別個の事由によって再移送することはできる。

・ 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。[H7-4-1]

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第 2 問 次の対話は、補助参加に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし下線部分は正しいがその余の部分は誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授：今日は、補助参加について検討します。訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができるとされていますね。ここにいう利害関係とは、どのようなものを指しますか。

学生：ア 補助参加の要件としての利害関係は、補助参加人が訴訟の結論に法律上又は事実上の利害関係を有する場合とされています。必ずしも補助参加人に既判力などの判決効が拡張される場合に限りません。

教授：第三者が訴訟に補助参加するに当たって、どのような手続を経る必要がありますか。

学生：イ 補助参加しようとする第三者は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、裁判所に補助参加の申出をしなければなりません。裁判所が、決定で補助参加の利益があると判断すれば、第三者は補助参加することができます。

- 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。[H21-3-イ]

教授：では、補助参加人は、どのような訴訟行為をすることができますか。

学生：ウ 補助参加人は、攻撃防御方法の提出や異議の申立てなどの訴訟行為をすることができます。しかし、補助参加人は、当事者ではありませんから、上訴の提起をすることはできません。

- 補助参加人は、上訴の提起をすることはできるが、訴えの変更や反訴の提起をすることはできない。[H21-3-エ]

教授：原告が、被告に対し、保証債務の履行を求めて訴えを提起したところ、主債務者が、被告に補助参加したという事例を考えてみましょう。被告が主債務の発生原因事実を自白しているとき、補助参加人がこれを否認することはできますか。

学生：エ 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、効力を生じません。この事例では、被参加人が主債務の発生原因事実を自白しているのですから、補助参加人がこれを否認することは、被参加人の行為と抵触することになり、効力を生じません。

教授：被参加人が提出すれば、時機に後れたものとして却下されることになる攻撃防御方法を、補助参加人が提出することはできますか。

学生：オ 補助参加人による攻撃防御方法の提出が時機に後れたものであるかどうかは、被参加人とは別個に判断されますから、補助参加人が参加後遅滞なく提出すれば、時機に後れたことにはなりません。なお、弁論準備手続終結後に攻撃防御方法を提出する場合には、相手方の求めがあるときは、その終結前に提出することができなかった理由を説明しなければなりません。

- 手続の終了又は終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、手続の終了又は終結前にそれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。[H13-1-4]

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第3問 確認の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 共同相続人間において定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えは、その遺産に属することに争いがある限り、確認の利益がある。

- 亡Aの相続人は、X及びYのみである。この場合、XがYに対して提起した、特定の財産が亡Aの遺産であることの確認を求める訴えは、却下される。[H19-1-エ]

イ 戸籍上離縁の記載がある養子縁組の当事者の一方が提起した離縁無効確認の訴えは、被告において当該離縁が無効であることを争っていないときであっても、確認の利益がある。

ウ 賃貸借契約継続中に賃借人が賃貸人に対して敷金返還請求権が存在することの確認を求める訴えは、賃貸人が敷金交付の事実を争っているときであっても、条件付請求権の確認を求めるものであるから、確認の利益がない。

エ 特定の財産が民法第903条第1項のいわゆる特別受益財産に当たることの確認を求める訴えは、特別受益財産に当たるかどうかにについて当事者間に争いがある限り、確認の利益がある。

- 亡Aの相続人は、X及びYのみである。この場合、XがYに対して提起した、亡Aの相続に関し特定の財産がYの特別受益財産であることの確認を求める訴えは、却下される。[H19-1-オ]

オ 債務者が債権者に対して提起した債務不存在確認訴訟の係属中に、債権者からその債務の履行を求める反訴が提起されたときは、本訴である債務不存在確認の訴えは、確認の利益を欠くことになる。

(参考)

民法

(特別受益者の相続分)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2, 3 (略)

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第4問 次の対話は、主要事実と間接事実に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 民事訴訟では、主要事実と間接事実という区別をよく用いますが、そもそも主要事実とは、どういう事実をいうのですか。

学生：ア 例えば、貸金返還請求訴訟の原告であるAがBに対して貸金債権を有していると主張する場合には、その貸金債権の発生が認められるために直接必要な事実とは、主要事実にあたります。具体的には、民法第 587 条に規定されている要件に該当する事実であるA・B間における金銭の授受及び返還合意がこれに当たります。

教授： では、その例で、Bが、既に借受金を弁済したと主張している場合に、この事実は、主要事実になりますか。

学生：イ 弁済の事実とは、民法第 587 条に規定されている事実ではありませんので、主要事実ではなく、間接事実になります。

教授： 主要事実とは、訴訟においてどのように取り扱われますか。

学生：ウ 主要事実には、弁論主義が適用されますので、判決の基礎とするためには、当事者がその事実を主張している必要があります。したがって、証人の証言からその事実が判明しても、当事者がその事実を主張していない場合には、裁判所は、その事実を判決の基礎とすることはできません。

- ・ 主要事実であっても、裁判所が職務上知り得たものについては、当事者が主張しなくても、裁判所は、これを判決の基礎とすることができる。[H19-2-エ]

教授： 間接事実とは、訴訟においてどのように取り扱われますか。

学生：エ 間接事実とは、当事者が主張していないものであっても、裁判の資料とすることができます。つまり、訴訟において、被告が原告の主張する主要事実を否認している場合に、裁判所が、当事者の主張していない間接事実を認定し、もって、原告が主張する主要事実を認定しないことも可能です。

教授： それでは、当事者の一方が主張している間接事実を他方の当事者が争っていない場合には、裁判所は、その事実と異なる事実を認定することができますか。

学生：オ いいえ。原告が主張する間接事実について被告が争わない場合には、裁判所は、その事実拘束されますので、これに反する事実を認定して裁判の資料とすることはできません。

- ・ 原告が主張した間接事実を被告が認めた場合であっても、裁判所は、これと相反する事実を証拠により認定することができる。[S60-1-4]

(参考)

民法

(消費貸借)

第 587 条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第5問 次の対話は、民事訴訟における証拠調べに関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 民事訴訟における証拠調べの方法の一つに、調査の嘱託がありますね。この調査の嘱託は、裁判所が職権ですることができますか。

学生：ア はい。調査の嘱託は、当事者からの申立てがあつた場合のみならず、職権でもすることができます。

- ・ 官公署への調査の嘱託は、職権ですることができない。[S60-7-4]

教授： それでは、調査嘱託がされた場合には、どのようにして証拠調べが行われますか。

学生：イ 調査嘱託の嘱託先から報告書が送付された場合には、その報告書は文書ですから、当事者がこれを書証として提出し、取り調べられなければ、証拠資料にはなりません。

教授： 書証の申出の方法には、文書の送付を嘱託することを申し立ててする方法がありますね。この文書送付の嘱託は、例えば、どのような場合に利用されますか。

学生：ウ 不動産の登記事項証明書について、書証の申出をする場合に用いることができます。

教授： 文書送付の嘱託を受けた文書の所持者がこれに応じなかった場合には、どのような効果がありますか。

学生：エ 文書の所持者が、正当な理由なく文書送付の嘱託に応じなかった場合には、裁判所は、当該所持者に対し、決定で、過料の制裁を科すことができます。

- ・ 文書の送付嘱託は、文書提出義務のない者に対してすることはできない。[S61-6-5]

教授： それでは、ビデオテープを証拠として提出することを当事者が申し出ようとする場合には、その当事者からの申立てを受けて、裁判所がビデオテープの所持者にその送付を嘱託することはできますか。

学生：オ ビデオテープについても、民事訴訟法上、文書に準ずる物件として、文書送付の嘱託の規定が準用されますので、ビデオテープの所持者にその送付を嘱託することができます。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第6問 保全異議及び保全取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 保全異議の申立ては、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所にすることができ、本案の訴えの不起訴による保全取消しの申立ては、保全命令を発した裁判所にすることができる。

イ 保全異議の申立て又は保全取消しの申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。

・ 債務者が保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。[H18-6-3]

ウ 裁判所は、保全異議の申立てについての決定をする場合には、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことのできる審尋の期日を経ることを要しない。

・ 裁判所は、口頭弁論期日を経なければ、保全異議についての決定をすることができない。[H18-6-4]

エ 保全命令が発せられた後、債権者が相当と認められる期間内に本案の訴えを提起していないことが判明した場合には、裁判所は、職権で、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に本案の訴えを提起するように命ずることができ、これに応じない場合には、その保全命令を取り消すことができる。

・ 起訴命令が発せられた場合において、債権者が、起訴命令に定められた期間内に本案の訴えを提起したことを証する書面を提出したが、その後その本案の訴えを取り下げたときは、保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。[H7-7-5]

オ 保全異議の申立て又は保全取消しの申立てについての決定には、理由を付さなければならず、理由の要旨を示すことでは足りない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第7問 担保不動産競売の手続に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 担保不動産競売の申立てがされた不動産について、既に強制競売の開始決定がされているときは、執行裁判所は、担保不動産競売の開始決定をすることができない。

・ 抵当権者による担保権の実行としての競売の開始決定がされた不動産については、一般債権者は、強制競売の申立てをすることはできない。[H15-7-イ]

イ 担保不動産競売の開始決定に対しては、担保権の不存在又は消滅を理由として執行異議の申立てをすることができる。

・ 開始決定に対する執行異議の申立ては、担保権の実行としての不動産競売では担保権の不存在又は消滅を理由としてすることができるが、不動産の強制競売では請求権の不存在又は消滅を理由としてすることはできない。[H11-6-エ]

ウ 買受人が代金を納付した後は、担保権のないことを証する確定判決の謄本を提出しても、担保不動産競売の手続を停止することはできない。

・ 抵当権の実行としての競売手続における買受人は、代金を納付した場合であっても、代金の納付前に抵当権が消滅していたときは、不動産を取得することができない。[H6-6-5]

エ 担保不動産について不動産の所有者が不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為をしていた場合には、当該不動産の担保権者は、担保不動産競売の申立てをした後に限り、当該行為を禁止することを命ずる保全処分¹の申立てをすることができる。

・ 開始決定前の保全処分の制度は、担保権の実行としての不動産競売にはあるが、不動産の強制競売にはない。[H11-6-イ]

オ 担保不動産競売の手続において、配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服がある場合には、債務者ではない不動産の所有者も、配当異議の申出をすることができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

(6) 司法書士法

① 出題傾向

従前どおり、業務及び司法書士法人がその出題の中心である。

② 対策

過去問及び条文の読み込みをもって足りる。

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

第8問 司法書士又は司法書士法人の業務に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めていない場合には、当該司法書士法人の社員が各自司法書士法人を代表するが、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理等関係業務については、司法書士法第3条第2項に規定する司法書士である社員以外の社員は、司法書士法人を代表することができない。

イ 司法書士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するが、司法書士会の会員となるには、主たる事務所の所在地の司法書士会を経由して日本司法書士会連合会の司法書士法人名簿に登録の申請をしなければならない。

・ 司法書士法人は、その成立の時に、当然に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員となる。[H20-8-ウ]

ウ 司法書士法人の使用人である司法書士は、当該司法書士法人の業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人がAの依頼を受けてBに対する売買代金請求事件の訴状を作成する業務を行った事件であつて、自らこれに関与したものについては、当該業務の終了後又は当該法人を脱退した後であっても、個人としてBの依頼を受けて当該事件の答弁書を作成する業務を行うことはできない。

・ Aは、AがBに対して有する100万円の貸金返還請求権を訴訟物として、Bに対し、訴え（以下「本件訴え」という。）を提起したいと考えている。なお、Cは、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする旨の定款の定めがある司法書士法人とする。
Cは、Aから本件訴えに係る訴状の作成業務を受任し、Cの使用人である司法書士Dは、この業務

に関与した。この場合、Dは、Cを離職した後であれば、個人としてBの依頼を受け、本件訴えに係る訴訟においてBが提出すべき答弁書を作成することができる。[H18-8-7]

エ 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人にあっては、司法書士法第3条第2項に規定する司法書士である社員が常駐していない事務所においても、司法書士法第3条第2項に規定する司法書士である使用人を常駐させれば、簡裁訴訟代理等関係業務を取り扱うことができる。

オ 司法書士法人の社員は、司法書士会の会則を遵守しなければならないが、会則に違反する行為をしたことを理由として懲戒処分を受けることがあるが、司法書士法人は、司法書士会の会則を遵守する義務はなく、会則に違反する行為をしたことを理由として懲戒処分を受けることはない。

・ 司法書士又は司法書士法人が司法書士会又は日本司法書士会連合会の会則に違反する行為を行った場合には、これらの会則の遵守義務を定めた司法書士法違反を理由に懲戒処分を受けることがある。[H19-8-1]

(参考)

司法書士法

(業務)

第3条 (略)

2 前項第6号から第8号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一～三 (略)

3～8 (略)

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

(7) 供託法

① 出題傾向

変化なし（供託規則、弁済供託及び執行供託＋担保（保証）供託）

② 対策

変化なし（上記の論点の習得）

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

第9問 次の対話は、金銭、有価証券又は振替国債の供託の手続に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

司法書士： 金銭の供託のほか、有価証券の供託又は振替国債の供託を電子情報処理組織を使用してする

ことができますか（以下本問において電子情報処理組織を使用してする供託を「オンライン供託」という。）。

補助者：ア オンライン供託は、金銭の供託に限られており、有価証券の供託及び振替国債の供託は、することができません。

司法書士： オンライン供託以外の供託の場合に、供託官の告知した納付情報を用いて、インターネットバンキングにより、供託金を納入することはできますか。

補助者：イ オンライン供託以外の供託の場合であっても、金銭の供託をしようとする者の申出により、供託官の告知した納付情報による供託金の納入をすることができます。

・ 金銭の供託をしようとする者は、インターネットを利用した供託申請以外の場合であっても、申出により、供託官の告知した納付情報により供託金の納付をすることができる。[H18-11-エ]

司法書士： 金銭の供託の目的物として供託をすることができる金銭は、我が国の通貨に限られますか。

補助者：ウ はい。外国の通貨で金銭の供託をすることはできません。

司法書士： 供託金の受入れを取り扱う供託所に対して金銭の供託を郵送でする場合には、供託物である金銭は、どのようにして納入すればよいのですか。

・ 外国の通貨は法務局、地方裁判所又はその支局若しくは法務大臣の指定した出張所において供託することができる。[H2-12-1]

補助者：エ 供託金の受入れを取り扱わない供託所と同様、供託所から送付を受けた供託書正本と保管金払込書を日本銀行の本店、支店又は代理店に提出して、納入します。

司法書士： 供託金の受入れを取り扱う供託所に対して有価証券の供託をする場合には、有価証券をどのようにして納入すればよいのですか。

補助者：オ 供託所に供託書と共に有価証券を提出することにより、有価証券を納入することになります。

・ 供託官の有価証券供託の受理の決定は、供託者が指定された納入期日までに供託物を日本銀行に納入しないときは、その効力を失う。[S57-11-3]

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第10問 供託金払渡請求権の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 供託官が弁済供託の被供託者に対して供託されていることの証明書を交付したときは、供託金還付請求権の時効は、中断する。

・ 次の対話は、供託物払渡請求権の消滅時効に関する教授と学生との対話である。

教授： 供託金取戻請求権の消滅時効の中断事由にはどのようなものがありますか。

学生： 供託官が取戻請求権者に対し供託に関する事項の証明書を交付することは、債務の承認として、供託金取戻請求権の消滅時効の中断事由となります。[H17-9-エ]

イ 債権者の所在不明による受領不能を原因とする弁済供託においては、供託金還付請求権又は供託金取戻請求権の消滅時効は、いずれも、供託の時から進行する。

・ 賃貸人の所在不明による受領不能を理由としてされた賃料についての弁済供託の供託金の取戻請求権は、供託のときから 10 年の経過によって、時効により消滅する。[H9-11-5]

ウ 営業保証供託の供託金利息の払渡請求権は、5 年間行使しないときは、消滅する。

エ 債権者の受領拒否を原因とする弁済供託においては、供託金還付請求権の消滅時効は、供託の基礎となった事実関係をめぐる紛争が解決するなどにより、被供託者において供託金還付請求権の行使を現実に期待することができることとなった時から進行する。

・ 次の対話は、供託物払渡請求権の消滅時効に関する教授と学生との対話である。

教授： 受領拒絶を原因とする弁済供託の供託金取戻請求権は、どのような場合に消滅時効が進行しますか。

学生： 受領拒絶を原因とする弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効は、供託の基礎となった債務について紛争の解決などによってその不存在が確定した場合には、その時から進行します。[H17-9-ア]

オ 弁済供託の供託者の請求により当該弁済供託に関する書類の全部が閲覧に供された場合であっても、供託金取戻請求権の時効は、中断しない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 11 問 A が B に対して有する 100 万円の金銭債権（以下「甲債権」という。）について差押えがされた場合の執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 甲債権につき、A の債権者 C から仮差押え（仮差押金額 80 万円）の執行がされた後、D 税務署長から滞納処分による差押え（差押金額 60 万円）がされた場合において、B が甲債権の全額に相当する 100 万円を供託したときは、B は、遅滞なく、A に供託の通知をしなければならない。

イ 甲債権につき、A の債権者 C から強制執行による差押え（差押金額 100 万円）がされた後、C が提起した取立訴訟の訴状の送達を受ける時まで、A の債権者 E を仮差押債権者とする仮差押命令（仮差押金額 60 万円）の送達を受けたときは、B は、甲債権の全額に相当する 100 万円を供託しなければならない。

・ 金銭債権について、差押えと仮差押えの執行とが競合した場合には、第三債務者は、差押え等に

かかる金銭債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。[H7-10-エ]

ウ 甲債権につき、A の債権者 C から強制執行による差押え（差押金額 100 万円）がされた場合において、B が甲債権の全額に相当する 100 万円を供託するときは、B は、供託書に A を被供託者として記載しなければならない。

・ 金銭債権の一部に対して差押えがされた場合において、その全額に相当する金銭を供託するときは、供託者は、被供託者に対し、供託の通知をしなければならない。[H16-11-ア]

エ 甲債権につき、D 税務署長から滞納処分による差押え（差押金額 100 万円）がされた場合には、B は、甲債権の全額に相当する 100 万円を供託することができる。

・ 金銭債権に対して滞納処分による差押えのみがされたとしても、第三債務者はその差押えを原因として供託をすることができない。[S57-13-4]

オ 甲債権につき、A の債権者 C から強制執行による差押え（差押金額 60 万円）がされた場合には、B は、当該差押金額に相当する 60 万円を供託することもできるし、甲債権の全額に相当する 100 万円を供託することもできる。

・ 金銭債権の一部に対して差押えがされた場合には、第三債務者は、差押えにかかる金銭債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。[H7-10-ア]

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

(8) 不動産登記法（択一式問題に限る。）

① 出題傾向

a 頻出論点の枠

不動産登記法の択一式問題では、司法書士試験で出題される科目のうち、最も「頻出論点の枠」が多い。

⇒ 後掲【参考（頻出論点の枠）】を参照されたい。

【参考（頻出論点の枠）】

	頻出論点	出題年度・問題番号
(a)	相続登記	12-23, 13-12, 14-23, 15-18, 15-21, 15-25, 16-26, 17-12, 17-12, 19-13, 20-24, 22-25
(b)	抵当権の登記	12-16, 12-18, 13-16, 13-19, 13-23, 14-11, 14-16, 15-12, 16-18, 16-19, 17-22, 17-26, 18-22, 18-23, 19-18, 20-20, 21-25, 23-18, 23-19
(c)	根抵当権の登記	12-12, 12-13, 13-17, 13-27, 14-20, 15-26, 16-20, 17-19, 18-22, 19-19, 20-21, 21-26, 22-17, 23-20
(d)	用益権の登記	12-17, 13-25, 14-21, 15-23, 16-16, 17-23, 17-27, 18-16, 18-17, 18-27, 20-23, 22-16, 23-16, 23-17
(e)	登録免許税	12-11, 13-11, 14-18, 16-25, 17-18, 18-24, 19-17, 20-19, 21-24, 23-27
(f)	登記上の利害関係を有する第三者	13-13, 14-22, 15-15, 16-27, 17-21, 18-15, 19-25, 21-17
(g)	仮登記	13-21, 14-12, 15-17, 16-13, 17-21, 19-23, 20-25, 21-19, 22-12, 23-22
(h)	判決による登記	12-26, 13-26, 15-13, 18-21, 19-15, 20-26, 22-24
(i)	区分建物の登記	12-11, 13-24, 15-19, 18-25, 19-20, 22-20, 23-15
(j)	信託の登記	12-25, 14-25, 16-15, 21-20, 23-21

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題数が増加している（第 12 問，第 13 問，第 14 問，第 23 問，第 24 問，第 25 問，第 26 問の合計 7 問）。

⇒ 登記識別情報に関する問題の出題状況は、次のとおりである。

平成 17 年度第 13 問	通知
平成 18 年度第 18 問	提供
平成 20 年度第 13 問	通知
平成 23 年度第 12 問	通知

c 出題形式が練られている（第 19 問（登記簿問題），第 27 問（依頼問題））。

⇒ ただし、平成 22 年度司法書士試験におけるのと異なり、対話問題や空欄を埋める問題は出

題されず、また、平成 21 年度司法書士試験におけるのと異なり、表形式の問題も出題されな
かった。

⇒ 登記簿問題は，平成 18 年度司法書士試験第 15 問以来の出題である。

② 対策

- a 過去問の徹底的な演習及び分析
- b 過去問数が少ない総論の部分への対策を行う。
- c 平成 16 年の改正事項を改めて押さえておく。

③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

第12問 登記識別情報に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aがその所有不動産をBに売却したが、その所有権の移転の登記が未了のままBが死亡し、CがBを相続した場合において、A及びCが共同して当該登記の申請をし、当該登記が完了したときは、Cに対し、B名義の登記識別情報が通知される。

イ 一の申請情報により、3筆の土地についていずれもA及びBが登記名義人となる所有権の移転の登記の申請がされ、当該登記が完了した場合には、A及びBに対し、各3個の登記識別情報が通知される。

ウ AからBへの所有権の移転の登記が抹消された場合には、Aに対し、新たに登記識別情報が通知される。

エ 一の申請情報により、A所有の1筆の土地を要役地とし、B所有の2筆の土地を承役地とする地役権の設定の登記の申請がされ、当該登記が完了した場合には、Aに対し、2個の登記識別情報が通知される。

- ・ 地役権の設定の登記が完了すると、登記権利者に対して登記識別情報が通知される。[H22-16-ウ]

オ 一の申請情報で複数の不動産の所有権の移転の登記を申請する場合には、登記名義人となる申請人は、不動産ごとに登記識別情報の通知を希望するかどうかを選択し、特定の不動産についてのみ通知を希望しない旨の申出をすることができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 13 問 登記の申請の際に、登記識別情報を提供することができない場合にされる登記義務者に対する事前通知（登記の申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときはその旨の申出をすべき旨の通知をいう。以下本問において同じ。）等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、不動産登記令附則第 5 条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ア 日本国内に住所を有する登記義務者に対して登記官が事前通知を発送した日から 2 週間内に当該登記義務者から申請の内容が真実である旨の申出がされなかったときは、申請は却下される。

イ 電子情報処理組織を使用する方法で不動産登記の申請の手続をした場合であっても、事前通知は、書面を送付してされ、登記義務者から申請の内容が真実である旨の申出も、書面であることを要する。

- ・ インターネットを利用した申請がされた場合における事前通知は、インターネットを利用してされる。[H17-16-イ]

ウ 登記の申請の際に当該申請の代理人である司法書士が、当該申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報を提供し、登記官がその情報の内容を相当と認めるときは、事前通知は送付されない。

- ・ 所有権に関する登記の申請において、登記識別情報の提供ができない場合に、当該申請の代理人となった司法書士が、当該申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報を提供したときは、登記官においてその情報の内容が相当と認められる場合に限り、事前通知が省略される。[H17-16-エ]

エ 登記義務者の最後の住所の変更の登記の申請の日から 3 か月を経過して所有権に関する登記の申請をする場合には、事前通知は送付されるが、当該登記をする前に、登記義務者の登記記録上の前の住所に宛てて当該申請があった旨の通知はされない。

オ 登記義務者が法人であり、その本店について変更の登記がされている場合において、所有権に関する登記の申請をするときは、事前通知のほか、当該登記をする前に、登記義務者の登記記録上の前の本店に宛てて当該申請があった旨も通知される。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 14 問 次の【登記の申請又は嘱託とそれに対する却下の事由の組合せ】欄の A から E までは、【登記の申請又は嘱託】欄の A から E までのいずれかの登記の申請又は嘱託と【却下事由】欄の I から V までのいずれかの却下の事由とを組み合わせたものである。当該登記の申請又は嘱託が却下された場合の却下の事由の組合せとして誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

【登記の申請又は嘱託とそれに対する却下の事由の組合せ】

ア A－I イ B－Ⅲ ウ C－IV エ D－Ⅱ オ E－V

【登記の申請又は嘱託】

A 数筆を合わせて賃料を定めた賃借権の設定の登記の申請

B 法人格を有しない団体を所有権の登記名義人とする登記の申請

C 一筆の土地の一部に対する処分の制限の登記の嘱託

D 登記記録上の存続期間が満了した地上権がある土地についてする別個の地上権の設定の登記の申請

E 違約金の定めを登記事項とする抵当権の設定の登記の申請

【却下事由】

I 申請が登記事項以外の事項の登記を目的とするとき。

Ⅱ 申請又は嘱託に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的である権利と矛盾するとき。

Ⅲ 申請又は嘱託に係る登記をすることによって登記名義人となる者が権利能力を有しないとき。

IV 申請又は嘱託が一個の不動産の一部についての登記を目的とするとき。

V 申請若しくは嘱託情報又はその提供の方法が不動産登記法に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 15 問 敷地権付き区分建物又は所有権が敷地権である旨の登記がされている土地についての登記に関する次の A から E までの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、登記の申請には、登録免許税の額が最も低額となるように必要な情報が提供されているものとする。

ア 敷地権が生じた日よりも前の日を登記原因の日とする質権の設定の登記は、建物のみを目的とするものであっても、その申請をすることができる。

イ 敷地権である旨の登記がされている土地について、敷地権を目的とする一般の先取特権の保存の登記を申請することができる。

ウ 敷地権付き区分建物について、建物のみを目的とする所有権に関する登記を申請する場合には、申請情報として敷地権の表示を提供しなければならない。

エ 同一の債権を担保するために一筆の土地の所有権を敷地権とする一棟の建物に属する 3 個の区分建物に一の申請で抵当権を追加設定する場合の登録免許税の額は、9,000 円である。

オ 敷地権が生じた日よりも前の日を登記原因の日とする所有権に関する仮登記が土地のみにされている場合には、敷地権である旨の登記が抹消された後でなければ、その本登記を申請することができない。

- ・ 区分建物のみを目的とし、「平成 23 年 3 月 1 日売買」を登記原因及びその日付として同日登記された所有権の移転の仮登記を、当該区分建物に関する敷地権の登記及び敷地権である旨の登記を抹消することなく、「平成 23 年 3 月 1 日売買」を登記原因及びその日付としてする所有権の移転の本登記を申請することはできない。ただし、区分建物についての登記記録の「敷地権の表示」欄には

「平成 23 年 4 月 1 日敷地権」と記録されているものとする。[H18-25-ア]

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 16 問 地役権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア ある土地に設定された地上権のために、他の土地に設定された地上権を目的とする地役権の設定の登記の申請をすることができる。

- 要役地についての登記された賃借権の登記名義人を地役権者とする地役権の設定の登記の申請は、することができない。[H2-21-4]

イ 地役権の設定の登記をした後、契約によって、民法第 286 条に規定する承役地の所有者の工作物の設置義務を定め、承役地にその旨の登記がされた場合には、登記官は、職権で、要役地についてその旨の登記をしなければならない。

ウ 承役地に対し、民法第 287 条による放棄を登記原因とする所有権の移転の登記がされた場合には、承役地及び要役地の地役権の登記は、職権で抹消される。

エ 要役地の共有者の一人が時効により地役権を取得した場合には、当該要役地の他の共有者の一人は、承役地の所有者とともに、地役権の設定の登記を申請することができる。

オ 地役権の範囲を一部から全部に変更する地役権の変更の登記の登録免許税は、承役地である土地一筆につき 1,000 円である。

- 地役権の設定の登記の抹消を申請する場合において、要役地が 1 筆、承役地が 2 筆であるときの登録免許税の額は、2,000 円である。[H14-18-オ]

(参考)

民法

(承役地の所有者の工作物の設置義務等)

第 286 条 設定行為又は設定後の契約により、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、又はその修繕をする義務を負担したときは、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。

第 287 条 承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、これにより前条の義務を免れることができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第 17 問 賃借権の登記等に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 土地の賃貸借契約において、賃借権の設定の登記をすることの特約がない場合には、賃借人は、賃貸人に対し、賃借権の設定の登記手続を請求することができない。

イ 賃借権の設定の登記がされている賃貸借契約に、賃借権の譲渡又は転貸をすることができる旨の特約があっても、当該賃借権を目的とする質権の設定の登記の申請をすることはできない。

- 既登記の賃借権を目的として登記された転借権を目的として、質権の設定の登記をすることができない [H10-15-ア]

ウ 同一の不動産につき、賃借権者を異にする同順位の複数の賃借権の設定の登記の申請をすることができる。

- A を賃借人とする賃借権の登記がされている不動産について、B を賃借人とする賃借権の登記を申請することはできない。[H17-23-ア]

エ 建物の賃借権の設定の登記の申請をする場合において、賃貸借契約に敷金があっても、その旨の登記の申請をすることはできない。

- 「敷金がある旨、転貸人が財産の処分につき行為能力の制限を受けた者である旨、転借権の譲渡又は転借物の転貸を禁止する旨の特約」は、賃借物の転貸の登記の申請について、申請情報の内容とならないものを含まない。[H18-16-エ]

オ 賃借物の転貸の登記が付記登記でされている賃借権の設定の登記の抹消を申請する場合において、転借権者の承諾を証する情報が提供されたときは、当該転借権の登記は、職権で抹消される。

- 賃借物の転貸の登記がされている場合において、賃借権の設定の登記の抹消を申請する場合には、その前提として、その賃借物の転貸の登記を抹消することを要する。[S61-26-5]

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 18 問 抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A が自らを借主とする金銭消費貸借契約を平成 23 年 6 月 20 日に締結するとともに、当該契約によって負う債務について、他人名義の不動産に抵当権を設定する契約を締結した後、同月 30 日に A が当該不動産を取得した。この場合における当該抵当権の設定の登記原因は、平成 23 年 6 月 20 日金銭消費貸借同日設定である。

- 抵当権の設定者となろうとする者が、不動産を取得する以前の日付で金銭消費貸借契約及び当該不動産を目的とする抵当権設定契約を締結し、その後当該不動産を取得した場合、当該抵当権設定契約を原因とする抵当権の設定の登記を申請することはできない。[H21-25-エ]

イ A 所有の不動産に、B を抵当権者とする抵当権と C を抵当権者とする抵当権が同順位で登記されており、ほかに後順位の抵当権が登記されていない場合において、B が A から当該不動産の所有権を取

得したときは、Bは、混同を登記原因としてBを抵当権者とする抵当権の登記の抹消を申請することができる。

ウ AとBは、平成23年6月10日、金銭消費貸借契約を締結するとともに、A所有の不動産に、抵当権者をB、債務者をA、債権額金1,000万円、利息年5パーセントとする抵当権を設定する契約を締結したが、当該抵当権の設定の登記を申請する前の同月15日、利息を年3パーセントに変更する契約をした。この場合における当該抵当権の設定の登記原因は、平成23年6月10日金銭消費貸借同日設定である。

エ A及びBが共有する不動産のA持分にCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、B持分に同一の債権を担保する抵当権の効力を生じさせるためには、BとCとの間で抵当権を設定する契約を締結し、A持分の抵当権の効力をB持分に及ぼす変更の登記を申請しなければならない。

オ 地上権者Aの地上権を目的として、Bを抵当権者とする抵当権の設定の登記をする場合には、その登記は、付記登記でされる。

- 地上権を目的とする抵当権の設定の登記は、主登記でされる。[S62-22-5]

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第19問 次ページのような登記記録の記録(抜粋)がある甲土地及び乙土地に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

なお、甲土地と乙土地は、それぞれ管轄を異にする登記所に属し、それぞれの乙区1番は、互いに共同抵当であるものとし、登記の申請には、登録免許税の額が最も低額となるように必要な情報が提供されているものとする。

また、登記記録の記録(抜粋)中のXは、不特定の記号であり、ア、ウ及びオの各肢の指示に従って特定されるものとする。

ア XがCである場合において、Cが合併による消滅会社となったときは、甲土地乙区1番及び乙区2番のそれぞれの抵当権につき、合併を登記原因とする抵当権の移転の登記を一の申請情報で申請することができる。

イ 仮に、平成10年5月8日に、乙土地乙区1番の抵当権について、利息を年3.5パーセントではなく、年3パーセントとする抵当権の設定の登記の申請をする場合であっても、当該登記の申請に先立ち、甲土地乙区1番の抵当権の変更の登記を申請する必要はない。

- 抵当権の設定の登記をした後、債務者の住所に変更があった場合において、当該抵当権の被担保債権と同一の債権の担保として他の不動産に設定した抵当権の設定の登記を申請するときは、その申請に先立って、債務者の住所についての変更の登記を申請しなければならない。[H18-23-ア]

ウ XがCである場合において、AC間の平成13年4月9日付け金銭消費貸借契約に基づくAの債務につき、DがCと保証契約を締結しており、当該保証契約に基づき、DがCに対して平成23年6月10日に代位弁済したときは、Dは、平成23年7月1日に、代位弁済を登記原因とする甲土地乙区2番の抵当権の移転の登記を申請することができる。

エ 甲土地乙区1番の抵当権につき、債権譲渡を登記原因とするCからEへの抵当権の移転の登記をした後、当該抵当権が抹消された場合において、乙土地乙区1番の抵当権につき、債権譲渡を登記原因とするCからEへの抵当権の移転の登記の申請をするときの登録免許税の額は、2万円である。

オ XがFである場合において、抵当権者Cが甲土地のみについて抵当権を実行し、債権全額の弁済を受けたときは、甲土地及び乙土地が同時に競売された場合にCが乙土地から弁済を受けるべき金額を限度として、Fは、乙土地乙区1番の抵当権を代位取得し、民法第392条第2項による代位を登記原因とする抵当権の代位の登記を申請することができる。

- 共同抵当権の目的物の一個の不動産の代価のみについて抵当権者が配当を受けた場合には、裁判所書記官の囑託により、その不動産の後順位抵当権者の代位による抵当権の移転の登記がされる。[H7-16-5]

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

〈甲土地の登記記録の記録(抜粋)〉			
権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成10年3月5日 第100号	原因 平成10年3月5日売買 所有者 A
2	所有権移転	平成23年6月27日 第200号	原因 平成23年6月27日売買 所有者 B

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成10年3月5日 第101号	原因 平成10年3月5日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,000万円 利息 年3.5% 損害金 年14.6% 債務者 A 抵当権者 C
付記1号	1番抵当権 担保追加	平成10年5月8日 第246号	共同担保 目録(あ)第150号
2	抵当権設定	平成13年4月9日 第178号	原因 平成13年4月9日金銭消費貸借同日設定 債権額 金500万円 利息 年2.5%

			損害金 年 14.6%
			債務者 A
			抵当権者 X

〈乙土地の登記記録の記録(抜粋)〉

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 7 年 12 月 1 日 第 500 号	原因 平成 7 年 12 月 1 日売買 所有者 A

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 10 年 5 月 8 日 第 253 号	原因 平成 10 年 3 月 5 日金銭消費貸借同年 5 月 8 日設定 債権額 金 1,000 万円 利息 年 3.5% 損害金 年 14.6% 債務者 A 抵当権者 C 共同担保 目録(い)第 89 号

第 20 問 確定前の根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A を根抵当権者とする極度額金 3 億円の根抵当権を B、C 及び D の 3 名に一つの契約で同時に一部譲渡し、A、B、C 及び D の共有とする場合における根抵当権の一部移転の登記の申請における登録免許税の額は、45 万円である。

イ A が所有する不動産に B 銀行株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、当該根抵当権が C 銀行株式会社に全部譲渡され、同時に、A と C 銀行株式会社との間で、債権の範囲を「銀行取引」から「手形貸付取引」に変更する契約がされたときは、当該根抵当権の変更の登記の申請においては、A が権利者、C 銀行株式会社が義務者となる。

- 根抵当権の被担保債権の範囲を銀行取引から手形貸付取引に変更する根抵当権の変更の登記の申請においては、その権利の目的である不動産の所有権の登記名義人が登記義務者となる。[H13-16-4]

ウ A 及び B を根抵当権者とする共有の根抵当権において、共有者 A の権利の一部に関し、C に対する一部譲渡を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請することができる。

- A が B に一部譲渡した根抵当権を更に A B が C に対して一部譲渡する登記の申請は、することができる。[S61-24-2]

エ A が所有する不動産に B 株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、B 株式会社を吸収分割会社、C 株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割があったときは、B 株式会社から C 株式会社への会社分割を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記には、A の承諾を証する情報を提供することを要しない。

オ A 株式会社が所有する不動産に A 株式会社を債務者、B を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていたところ、A 株式会社を吸収分割会社、C 株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割があった場合において、当該根抵当権で担保すべき債権の範囲を会社分割後に C 株式会社が B に対して負担する債務のみとする合意が成立しているときは、当該根抵当権の債務者を直接 C 株式会社に変更することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 21 問 信託の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

なお、判決による登記及び代位による登記については、考慮しないものとする。

ア 受益権を売買したことによる売買を登記原因とする受益者変更の登記は、新受益者を権利者、前受益者を義務者として、共同で申請することができる。

イ 信託による抵当権の設定の登記は、受託者を抵当権者、委託者を設定者として、共同で申請しなければならないが、信託の登記は、抵当権者が単独で申請することができる。

ウ 信託の終了による信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。

エ 受託者の辞任による所有権の移転の登記は、新受託者を権利者、前受託者を義務者として、共同で申請しなければならない。

- 受託者の任務が死亡、破産、後見開始、保佐開始又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた行政庁を含む。）の解任命令によって終了した場合には、受託者の変更による所有権移転登記の申請は、新受託者が単独ですることができる。[H4-29-2]

オ 委託者の地位を移転したことによる委託者変更の登記は、受託者を権利者、前委託者を義務者として、共同で申請することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 22 問 仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 所有権移転請求権の仮登記に基づく本登記を申請する場合において、当該所有権移転請求権の仮登記に対し、付記による移転請求権の仮登記がされているときは、その付記された仮登記の名義人は、

利害関係を有する第三者に当たらない。

- ・ 登記記録の甲区に次のような登記がなされている建物がある。
(登記記録の甲区の記録)
(中略)
5 番付記 2 号 売買予約を原因とする G 名義の 5 番所有権移転請求権の移転請求権仮登記
5 番付記 3 号 売買予約を原因とする H 名義の 5 番所有権移転請求権の移転請求権仮登記
5 番付記 2 号の仮登記の本登記を申請する場合には、申請情報と併せて H の承諾を証する情報を提供することを要しない。[H10-16-エ]

イ 代物弁済の予約を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記がされた不動産について、当該仮登記に基づく本登記の申請をする場合において、当該仮登記後に登記された後順位の担保権者のために担保権の実行としての競売の申立ての登記がされていないときは、仮登記担保契約に関する法律第 3 条の清算金を供託したことを証する情報をもって、当該担保権者の承諾を証する当該担保権者が作成した情報に代えることができる。

ウ 根抵当権の設定の登記がされた不動産について、当該根抵当権の極度額増額の予約に基づく根抵当権の変更請求権保全の仮登記を付記登記でする場合において、利害関係を有する第三者がいるときは、その第三者の承諾を証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。

- ・ 根抵当権の極度額増額の予約に基づく根抵当権の変更請求権保全の仮登記の申請は、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報の提供がなくてもすることができる。[H5-12-エ]

エ 所有権の移転の仮登記後、数次にわたる所有権の移転の登記がされている場合において、当該仮登記に基づく所有権の移転の本登記を申請するときは、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報として、現在の所有権登記名義人の承諾を証する情報のみを提供すれば足りる。

- ・ 所有権に関する仮登記がされた後に、数次の売買による所有権の移転の登記が連続してされたときは、現在の所有権の登記名義人のみが当該第三者に当たる。[H17-21-オ]

オ 所有権の移転の仮登記を対象とする処分禁止の仮処分が付記登記でされている場合において、当該仮登記に基づく所有権の移転の本登記の申請をするときは、当該仮処分の債権者は、利害関係を有する第三者に当たらない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 23 問 不動産登記法上の罰則に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 所有権の移転の登記の申請の際に登記義務者の登記識別情報を提供することができない場合におい

て、当該登記の申請の委任を受けた司法書士が、登記官に対し、申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報について虚偽の情報の提供をしたときは、刑事罰を科せられることがある。

イ 登記の申請の委任を受けた司法書士が、依頼者が登記義務者本人であること又は登記権利者本人であることの確認を怠って登記を申請した場合には、確認を怠ったことについて刑事罰を科せられることがある。

ウ 司法書士法人が根抵当権の設定の登記の申請の委任を受けたが、登記義務者の登記識別情報を提供することができない場合において、当該司法書士法人の社員が、登記官に対し、申請人が登記義務者であることを確認するために必要な情報について虚偽の情報を提供したとしても、当該司法書士法人は、刑事罰を科せられることはない。

エ 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請の用に供する目的で、申請人と偽って登記所が交付する登記識別情報を不正に受け取った者は、刑事罰を科せられることがある。

オ 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請の用に供する目的がなくても、不正に取得された登記識別情報を保管していた者は、刑事罰を科せられることがある。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第 24 問 登記原因証明情報に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 真正な登記名義の回復を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合には、登記原因証明情報の提供を要しない。

イ 敷地権付き区分建物の所有権を表題部所有者から取得した者が所有権の保存の登記を申請する場合には、登記原因証明情報の提供を要しない。

- ・ 次の対話は、所有権の保存の登記に関する教授と学生との間の対話である。

教授： 区分建物の表題部所有者から所有権を取得した者が所有権の保存の登記を申請する場合には、その区分建物が敷地権付き区分建物であるときに限り、申請情報の内容として登記原因及びその日付の提供を要するのは、なぜですか。

学生： この場合の敷地権付き区分建物の所有権の保存の登記は、実質的には、その敷地権の移転の登記となることから、その移転の登記原因及びその日付を明らかにするという趣旨です。

[H16-21-オ]

ウ 登記名義人の住所の変更の登記を申請する場合において、住民基本台帳法に規定する住民票コードを申請情報の内容としたときは、登記原因証明情報の提供を要しない。

エ 特例民法法人である社団法人が公益社団法人へ移行した場合において、当該法人が所有権登記名義人の名称の変更の登記を申請する際に登記原因証明情報を提供するときは、「名称変更し、移行したこ

とにより設立」との記載がある移行後の公益社団法人の登記事項証明書を提供しなければならない。

オ 遺贈を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合には、提供すべき登記原因証明情報として、登記名義人の死亡を証する情報のほかに遺言書を提供しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 25 問 不動産登記の申請又は嘱託における代表者の資格を証する情報（以下「資格証明情報」という。）及び代理権限を証する情報（以下「代理権限証明情報」という。）に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、**誤っているものはどれか。**

- 1 法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理する場合には、当該代理人の代理権限証明情報を提供すれば足り、当該法人の代表者の資格証明情報の提供は要しない。
- 2 代理権限証明情報として未成年者の親権者であることを証する戸籍謄本を提供する場合には、当該戸籍謄本は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。
- 3 不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、資格証明情報及び代理権限証明情報の提供を要しない。
- 4 A 合名会社の代表社員が B 株式会社であり、当該 B 株式会社の職務執行者として C が選任されている場合において、A 合名会社を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請するときは、A 合名会社の資格証明情報を提供すれば足り、B 株式会社の資格証明情報の提供は要しない。
- 5 法人が登記の申請の委任をした後に当該法人の代表者が退任し、既に退任の登記がされている場合において、委任当時の代表権限を証する資格証明情報として閉鎖登記簿謄本を提供するときは、当該閉鎖登記簿謄本は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。

第 26 問 不動産登記の申請における印鑑証明書に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているものは、幾つあるか。**

ア 申請人が法人である場合には、当該法人の代表者の印鑑証明書を当該法人の代表者の資格を証する書面とすることができる。

イ 所有権の移転の登記がない場合において、所有権の保存の登記の抹消を申請するときは、当該申請書には、当該申請に係る者の印鑑証明書の添付を要しない。

- ・ 所有権の移転の登記がない場合において、委任による代理人によって所有権の保存の登記の抹消の申請をするときは、代理人の権限を証する情報を記載した書面に押印した所有権の登記名義人の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。[H17-25-エ]

ウ 所有権の移転の登記を申請する場合において、登記義務者が記名押印した委任状に公証人の認証を受けたときは、当該委任状には、当該登記義務者の印鑑証明書の添付を要しない。

エ 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記の申請書には、当該申請に係る者の印鑑証明書の添付を要しない。

オ 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

第 27 問 司法書士法務守は、被相続人 A の相続人である B から、次のとおり事情聴取し、登記の申請の依頼を受けた。**依頼を受けた登記の申請に係る全ての登録免許税の額を合算した額として正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。**

ただし、土地甲及び土地乙の不動産の価額は、それぞれ 500 万円とし、登録免許税額の計算方法が複数ある場合は、最も低額となる方法を採用するものとする。

なお、登記の申請は、平成 23 年 4 月 1 日に行うものとし、登録免許税の計算に当たり、租税特別措置法等の特例法による税の減免の規定の適用はないものとする。

〈B から事情聴取した内容〉

「平成 23 年 3 月 1 日に、父 A が亡くなりました。相続人は、いずれも A の子である B、C 及び D の 3 人だけです。A の死亡後に『全財産を B 2 分の 1、C 4 分の 1、D 4 分の 1 の割合で遺贈する。』との A の公正証書遺言が見つかりましたので、この公正証書遺言により A 名義の土地甲と土地乙の名義を変えてもらいたいです。

なお、A は、亡くなる前に隣町の賃貸物件に引っ越し、住所を移しておりましたので、登記記録上の住所と死亡時の住所とが異なっています。

ところで、現在は、これらの土地は、駐車場として E に賃貸しているのですが、既に、土地甲と土地乙のいずれも乙区 1 番に私が債務者となり、抵当権者を F とする抵当権が登記されており、乙区 2 番に E を賃借人とする賃借権が登記されています。E からは、自己の賃借権を F の抵当権よりも優先させてほしいと以前から頼まれており、この度、F の同意も得られましたので、この機会に、E の希望する登記もしてください。この登記費用も、私が負担します。

また、私は、事業をしており、私の所有する土地丙には、私が債務者となり、根抵当権者を G とする極度額金 1 億円の根抵当権が既に登記されているのですが、G からは、A 名義の土地甲と土地乙の名義を移転したら、これらの土地に G の根抵当権の追加設定をしたいと言われておりますので、この登記もお願いします。これについては、C 及び D も了承しています。」

- ・ 共同相続人の全員 A、B、C 及び D に対し、「遺言者は、全財産を次の割合で遺贈する。A 2 分の 1 B 6 分の 1 C 6 分の 1 D 6 分の 1」との遺言に基づき所有権の移転の登記を申請する場合

- は、その登記原因は、相続である。[H4-16-イ]

 - ・ 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記の登録免許税の額は、先順位抵当権の件数 1 件につき 1,000 円である。[H20-19-エ]
 - ・ 共同根抵当権の設定の登記後、更に土地一筆を共同担保として追加する共同根抵当権の追加設定の登記の登録免許税は、1,000 円である。[H3-28-3]
- 1 4 万 3,500 円

2 4 万 4,500 円

3 4 万 7,000 円

4 4 万 9,000 円

5 10 万 9,000 円

(9) 不動産登記法（記述式問題に限る。）

- ① 出題傾向

a 2 回申請問題

⇒ 平成 19 年度司法書士試験においては 3 回申請問題が、平成 20 年度司法書士試験においては 2 回申請問題が、それぞれ出題された。

b 実質的な混合型が出題された。

⇒ 平成 22 年度司法書士試験においては、形式的な混合型が出題された。

c 特殊記載事項問題の定着

d 基本的な論点の出題

e 毎年異なる形式の問題を出題するという出題傾向

⇒ もっとも、問題を解くのに必要な情報の位置や内容が異なるだけである。
- ② 対策

a 時間配分，解答する順序

b 申請情報例の正確な暗記

c 択一式試験の問題で問われる民法及び不動産登記法の知識の充実

d 混合型・文章型への対策

⇒ 当事者情報だけが別紙で示される可能性がある。

e 問題文の合理的かつ推定的解釈
- ③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

(略)

(10) 商業登記法（記述式問題に限る。）

- ① 出題傾向

a 2 回申請問題

⇒ 平成 20 年度及び平成 21 年度司法書士試験においても、2 回申請問題が出題された。

b 申請代理不可事項（登記不可事項）の本格的復活

⇒ 平成 21 年度司法書士試験においては、出題されなかった。

⇒ 特殊事項記載問題として、「官報公告の内容として、法令上要求される事項」を書かせる問題が出題された。

c その他

(a) 申請会社情報の全部が登記記録からは判明しない。

(b) 議事が概要しか示されず、手続の経緯等が聴取記録で示される。

⇒ 商業登記法の記述式問題の文章型か？

(c) 既登記事項の提示

(d) 効力発生日の変更

(e) 会社法に基づく商業登記法下における既出の論点の出題

 - ・ 監査役会設置会社関係
 - ⇒ 平成 23 年度司法書士試験：廃止
 - 平成 21 年度司法書士試験：設定
 - 平成 20 年度司法書士試験：設定（申請代理不可事項） ←
 - ・ 事業年度の変更
 - ⇒ 平成 23 年度司法書士試験：任期の短縮
 - 平成 20 年度司法書士試験：任期の伸長 ←
 - ・ 会計監査人の自動再任
 - ⇒ 平成 23 年度司法書士試験
 - 平成 20 年度司法書士試験 ←
- ② 対策

a 時間配分，解答する順序

b 申請書例の正確な暗記

c 択一式試験の問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実

⇒ 募集株式の発行は、3 年連続不出題である。

d 問題文の合理的かつ推定的解釈
- ③ 平成 22 年度司法書士試験の問題等

(略)

(了)

【※P69-70 は白紙のため掲載を省略させていただきます。】